

令和8年度

福岡市保育施設等利用のご案内



このご案内では、保育施設等（認可保育所・認定こども園（保育機能部分）、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業（地域枠）、居宅訪問型保育事業）の利用申込ができます。

●令和8年4月1日利用申込スケジュール（オンライン申請の締切も同様）

	申込締切	選考結果通知発送日	提出場所
一次調整 ※	令和7年 11月7日(金)	令和8年 1月15日(木)	第1希望の 保育施設等
二次調整	令和8年 1月29日(木)	令和8年 2月17日(火)	第1希望の 保育施設等が所在する 区子育て支援課
三次調整 (最終)	令和8年 2月27日(金)	令和8年 3月11日(水)以降	

※出生前の利用申込については、8ページをご覧ください。

保育所の手続は **オンライン** が便利です



保育所手続き ガイド

簡単なアンケートに
答えて必要書類を確認



空きマップ

月齢や希望条件を
入力し、空き状況を
地図上で確認



オンライン 申請

区役所に行かなくても
自宅からスマホ等で
24時間申請可能

ふくおか保育所案内板

検索



▼ふくおか保育所
案内板



▼保育全般について
はこちら



目 次

○保育施設等の利用について

1 利用申込の流れ	1～3ページ
2 申込にあたって	4～5ページ
3 きょうだい児同時申込について	6～7ページ
4 出生前の申込について	8ページ
5 教育・保育給付認定	9～11ページ
6 申込の対象となる保育施設等	12ページ
7 申込に必要な書類	13～15ページ
8 利用者負担額（保育料・副食費）	16～17ページ
9 その他の手続 （転園、退所、申込時から状況変更、現況届、長期欠席）	18～19ページ

○その他の保育事業について

1 各種保育事業 延長保育、休日保育、特別支援保育（さぼーと保育）、一時預かり事業 「福岡市型」こども誰でも通園制度、ベビーシッター派遣事業	20ページ
2 幼稚園3歳未満児受入れ促進事業、企業主導型保育事業	21ページ
3 費用の助成（待機児童支援事業、実費徴収補足給付事業）	22ページ

○よくある質問	23～25ページ
---------	----------

○保育施設等利用申込関係書類様式	26～40ページ
------------------	----------

○保育料表	41ページ
-------	-------

○お問合せ先	42ページ
--------	-------

<利用申込を検討されている皆様へ>

- 各区子育て支援課に「子育て支援コンシェルジュ」（専門相談員）を配置しています。
保育サービス等（保育所、幼稚園の預かり保育、一時預かり事業等）の利用全般について、お気軽にご相談ください。
- 保育施設等とは、就労などの理由で家庭で保育ができない保護者に代わって保育を行う施設です。
子育てについて不安なことや保育施設等に入所後の生活について分からないことがあれば、ご家庭だけで悩まず、遠慮なく保育施設等にご相談ください。
- 福岡市では利用申込前に希望するすべての保育施設等へ事前見学が必要です。
保育施設によって、その保育方針や保育料以外に必要な経費など異なります。
利用開始後に想定と違ったということがないように、お子さんと一緒に面談及び重要事項説明を受けて、利用申込を行ってください。
また、お子さんを集団生活の場で安全に保育するために、障がいや発達の遅れ、疾病、アレルギーの有無なども見学の際に保育施設等へ申告をお願いいたします。
（利用申込状況確認票の記載も必要です。）

1 利用申込の流れ

(1) 令和8年4月1日の利用申込

令和7年10月1日(水) 「令和8年度福岡市保育施設等利用申込」受付開始

利用を希望するすべての保育施設等へ 事前に見学

申込書類提出(一次) 提出先:「第1希望の保育施設等」またはオンライン

令和7年11月7日(金) 一次利用調整申込受付締切

※締切日の翌日以降の受付分は、二次利用調整の対象となります。

令和8年1月15日(木) 一次利用調整(選考)結果発送

※一次利用調整のみ、オンラインで結果を確認できます。詳細は、1月13日以降にお知らせが届きます。

利用決定した方(次のページへ)

一次利用調整で決定とならなかった方(保留)

- 利用調整結果通知書(保留)のみを送付します。
- 申請内容に変更がない方は、手続不要
- 希望保育施設等を変更したい方は、「希望保育施設等変更届」を期限までに提出
※詳細は、次ページ「希望施設の変更」を確認

新たに申込みれる方(利用決定を辞退した方含む)は、申込書類を提出(二次)
提出先:「第1希望の保育施設等が所在する区の子育て支援課」またはオンライン

令和8年1月29日(木) 二次利用調整申込(希望保育施設等変更届)受付締切

※締切日の翌日以降の受付分は、三次利用調整の対象となります。

令和8年2月17日(火) 二次利用調整(選考)結果発送

利用決定した方(次のページへ)

二次利用調整で決定とならなかった方(保留)

※一次利用調整で決定とならなかった場合と同様

新たに申込みれる方(利用決定を辞退した方含む)は、申込書類を提出(三次)
提出先:「第1希望の保育施設等が所在する区の子育て支援課」またはオンライン

令和8年2月27日(金) 三次利用調整申込(希望保育施設等変更届)受付締切

※締切日の翌日以降の受付分は、4月11日以降の利用調整対象となります。

令和8年3月11日(水)以降 三次利用調整(最終選考)結果発送

三次利用調整で決定とならなかった方(保留)

- 支給認定証と利用調整結果通知書(保留)を送付します。
- 引き続き、4月11日の利用調整の対象となります。

利用決定した方（一次・二次・三次）

- 支給認定証と利用調整結果通知書（決定）を送付します。
- 受け取ったら、利用についての事前説明がありますので、決定した保育施設等に速やかに連絡してください。

各保育施設等での利用説明

令和8年4月1日 利用開始

※利用者負担額（保育料・副食費）の決定通知については、保育施設等を通じて4月1日以降にお渡しします。

【復職、就労予定で入所した方】

4月1日から利用する「育児休業からの復職」「就労予定」の方は5月1日(金)までに復職・就労する必要があります。

(2) 年度途中（令和8年4月11日以降利用開始）の利用申込

利用を希望するすべての保育施設等へ 事前に見学

申込書類提出 提出先：「第1希望の保育施設等が所在する区の子育て支援課」またはオンライン

利用開始希望日の1か月前 4月11日～3月21日付け利用申込受付締切

※利用開始希望日が土日祝日の場合は、その直前の開庁日が締切日となります。（3ページ参照）

利用開始決定日の約2週間前 4月11日～3月21日付け利用（選考） 結果発送

利用決定の方

利用についての事前説明がありますので、決定した保育施設等に速やかに連絡してください。

各保育施設等での利用説明

利用開始日から利用開始

決定とならなかった方（保留）

- 教育・保育給付認定の有効期間の範囲内で、最長令和8年度末（令和9年3月31日）までの間に、利用開始日（各月1日、11日、21日）ごとに利用調整を行います。
- 当初の利用開始希望以降の利用調整については、利用が決定した場合のみ、利用開始日の約2週間前に利用調整結果通知書（決定）を送付します。
- 「希望保育施設等変更届」の提出により、希望保育施設等を変更できます。

【希望施設の変更】

- 選考で利用決定とならなかった方で、他の保育施設等への利用を希望される場合
必ず「希望保育施設等変更届」を提出してください。
提出先：現在申込をしている第1希望の保育施設等が所在する区の子育て支援課またはオンライン
- 選考で決定とならなかった方で、利用希望保育施設等を変更せず、利用可能となるまで待つ場合
教育・保育給付認定の有効期間内であれば、手続不要です。利用可能となった時点で通知します。

(3) 令和8年度利用申込スケジュール（オンライン申請の締切も同様）

利用開始希望日	利用申込締切日		復職（就労開始）期限日
令和8(2026)年 4月1日(水)	1次調整	令和7(2025)年 11月7日(金)	令和8(2026)年 5月1日(金)
	2次調整	令和8(2026)年 1月29日(木)	
	3次調整	2月27日(金)	
4月11日(土)		3月11日(水)	5月11日(月)
4月21日(火)		3月19日(木)	5月21日(木)
5月1日(金)		4月1日(水)	6月1日(月)
5月11日(月)		4月10日(金)	6月11日(木)
5月21日(木)		4月21日(火)	6月21日(日)
6月1日(月)		5月1日(金)	7月1日(水)
6月11日(木)		5月11日(月)	7月11日(土)
6月21日(日)		5月21日(木)	7月21日(火)
7月1日(水)		6月1日(月)	8月1日(土)
7月11日(土)		6月11日(木)	8月11日(火)
7月21日(火)		6月19日(金)	8月21日(金)
8月1日(土)		7月1日(水)	9月1日(火)
8月11日(火)		7月10日(金)	9月11日(金)
8月21日(金)		7月21日(火)	9月21日(月)
9月1日(火)		7月31日(金)	10月1日(木)
9月11日(金)		8月10日(月)	10月11日(日)
9月21日(月)		8月21日(金)	10月21日(水)
10月1日(木)		9月1日(火)	11月1日(日)
10月11日(日)		9月11日(金)	11月11日(水)
10月21日(水)		9月18日(金)	11月21日(土)
11月1日(日)		10月1日(木)	12月1日(火)
11月11日(水)		10月9日(金)	12月11日(金)
11月21日(土)		10月21日(水)	12月21日(月)
12月1日(火)		10月30日(金)	令和9(2027)年 1月1日(金)
12月11日(金)		11月11日(水)	1月11日(月)
12月21日(月)		11月20日(金)	1月21日(木)
令和9(2027)年 1月1日(金)		12月1日(火)	2月1日(月)
1月11日(月)		12月11日(金)	2月11日(木)
1月21日(木)		12月21日(月)	2月21日(日)
2月1日(月)		12月28日(月)	3月1日(月)
2月11日(木)	令和9(2027)年	1月8日(金)	3月11日(木)
2月21日(日)		1月21日(木)	3月21日(日)
3月1日(月)		2月1日(月)	4月1日(木)
3月11日(木)		2月10日(水)	4月11日(日)
3月21日(日)		2月19日(金)	4月21日(水)

○市外からの転入予定の方等で郵送により申込をする場合は、提出先へ事前連絡のうえ、締切日（必着）までに第1希望の保育施設等が所在する区の子育て支援課にお申込みください。

○郵便事故に関する責任は負いかねますので、「簡易書留」「配達証明」等の配達状況が確認できる郵送方法を推奨します。

2 申込にあたって

(1) 利用できる方

「①保育対象年齢」「②住所要件」「③保育の必要性の事由」をすべて満たす場合に申込ができます。
なお、保育施設等を利用する場合は幼稚園や企業主導型保育事業所との併用利用はできません。

① 保育対象年齢

生後3か月経過した日の翌日～小学校就学前まで

※3か月未満のお子さんの保育が必要な方は、ベビーシッター派遣事業（20ページ）をご参照ください。

② 住所要件

お子さんと保護者が福岡市に住んでいる。（福岡市に住民票があることを原則とします）

③ 保育の必要性の事由（詳細については11ページへ）

お子さんの保護者が次のいずれかの事由に該当すること。

○就労している（月60時間以上）

○妊娠中又は出産後間がない

（出産月の前2か月から出産日の後8週間、多胎妊娠の場合は、出産（予定）日の14週間前から）

○疾病、負傷、障がい等がある

○同居の親族（長期入院している親族を含む）を常時介護又は看護している（月60時間以上）

○災害等の復旧にあたっている

○求職活動をしている

○就学している（月60時間以上）

○育児休業取得時に、既に保育施設等を利用している子どもがいて継続利用が必要である

○その他、前各項に類する状態であり福祉事務所長が必要と認める場合

(2) 令和8年度年齢別クラス

年度途中で誕生日を迎えても、クラスは変わりません。

クラス	お子さんの生年月日
0歳児クラス	令和7年（2025年）4月2日～
1歳児クラス	令和6年（2024年）4月2日～令和7年（2025年）4月1日
2歳児クラス	令和5年（2023年）4月2日～令和6年（2024年）4月1日
3歳児クラス	令和4年（2022年）4月2日～令和5年（2023年）4月1日
4歳児クラス	令和3年（2021年）4月2日～令和4年（2022年）4月1日
5歳児クラス	令和2年（2020年）4月2日～令和3年（2021年）4月1日

(3) 利用手続の流れ

1 申請

保護者が
教育・保育給付認定
(保育の必要性の
認定)の申請と
希望の保育施設等の
利用申込

2 利用調整

市が
保護者の希望や施設
の空き状況等により
利用調整

3 認定・通知

市から保護者へ
「支給認定証」交付
利用調整結果を通知

4 利用先決定

保育所（公立・私立）

保育料：市が決定
納付先：市

認定こども園
地域型保育事業

施設・事業者と契約
保育料：市が決定
納付先：施設・事業所

(4) 注意事項

○複数の保育施設等に利用を希望している場合

いずれかの希望する保育施設等への利用が決定した段階で、他の施設への申込は効力をなくします。
決定した保育施設等以外を希望する場合は、辞退届を提出し、改めてお申込みください。

○同居している未就学児のうち、家庭での保育を希望するお子さんがいる場合

原則として、利用申込はできません。

○申込時点から就労状況（転職、退職等）や世帯状況が変わった（出産、婚姻等）場合

必要書類（19ページ）を、速やかに第1希望の保育施設等が所在する区の子育て支援課にご提出ください。

○利用調整方法

- ・申込は先着順ではありません。定員を超えたときは「福岡市保育施設等利用調整基準表」（市ホームページ掲載）をもとに審査を行い、保育の必要性の高い方から利用を決定しますので、希望の保育施設等を利用できない場合もあります。
- ・保育の必要性及び利用調整点数は、申込時点の提出書類の内容により、就労状況や世帯状況等で判断します。
- ・お待ちになっている方の中での順位は、お問合せいただいても回答できませんのでご了承ください。

○入所が決定した場合の利用開始日

利用開始日を変更する（早める、遅らせる）ことはできません。

決定した利用開始日に入所できない場合は、辞退届を提出し、改めてお申込みください。

○「育児休業から復職」「就労予定」で入所が決定した場合

利用開始日に応じた「復職（就労開始）期限日」までに復職（就労開始）をしていただく必要があります。
期限までに復職（就労開始）していない場合は、利用の決定を取消し、退所になる場合があります。

○市から保護者へのご連絡について

提出された書類で内容の確認がとれない場合や疑義があるときは、追加資料の提出をお願いするほか、勤務先等への電話や書面による調査、各区子育て支援課での面談を行うことがあります。

(5) 育児休業から復職予定の方の申込

①入所ができない場合に育児休業の延長が可能で、順位を下げる事が承諾できる方

- ・利用調整の結果、入所ができない場合に育児休業の延長が可能であり、利用調整における順位を下げることを承諾できる方は「利用申込状況確認票」の「2 育児休業からの復職意思の確認」②にチェックしてください。
②にチェックをした場合は、世帯の状況にかかわらず 利用調整点数を「0点」で選考します。
ただし、調整の結果、入所が可能な場合（希望保育施設等に空きがある等）は、入所が決定となります。
結果が保留になることを確約するものではありません。この取扱いを希望される場合は、ご家庭で十分に検討のうえお申込みください。
- ・年度途中で利用調整の順位を下げる取扱いを変更したい場合は、変更を希望する利用開始日の1か月前までに「育児休業からの復職に伴う利用申込み内容変更届」を第1希望の保育施設等が所在する区の子育て支援課に提出してください。

②育児休業及び育児休業給付金の延長に必要な手続きについて

- ・令和7年4月から手続きが変更となり、「利用調整結果通知書（保留）」のほか、利用申込書及び利用申込状況確認票の写しの提出が必要になります。必要な手続・書類の詳細については、勤務先またはハローワークにお問合せください。
- ・育児休業から復職予定の方で、お子さんの1歳の誕生日前を利用開始希望日として利用申込を行っていない場合は、育児休業給付金の支給対象期間延長に必要な「利用調整結果通知書（保留）」の発行はできませんので、余裕をもってお申込みください。入所決定後、入所を辞退した場合も「利用調整結果通知書（保留）」の発行はできません。（育児休業延長が認められない場合があります）

3 きょうだい児同時申込について

(1) 保育施設等利用申込書の記載方法と利用調整について

※ 26ページ「教育・保育給付認定申請書 兼 保育施設等利用申込書」参照

①きょうだいで新規申込の場合 または 新規申込のお子さんと転園希望のお子さんがいる場合 (3人以上も同様)

保育施設等利用申込書の〈きょうだい児の申込について〉欄 A～Cのいずれかに必ずチェックをしてください。
いずれの欄を選択しても、きょうだいと同じ施設に入所できるよう利用調整を行います。やむを得ず同じ施設に入所できない場合は、チェック欄の選択状況により利用調整を行います。

②きょうだいで同時転園を希望される場合 (3人以上も同様)

保育施設等転園(希望)届の〈きょうだい児2人以上同時に転園を希望される方〉欄 A～Bのいずれかに必ずチェックをしてください。いずれの欄を選択しても、きょうだいと同じ施設に入所できるよう利用調整を行います。やむを得ず同じ施設に入所できない場合は、チェック欄の選択状況により利用調整を行います。

③同時申込をするきょうだいの一方が、小規模保育施設を卒園し、連携施設(認可保育所又は認定こども園の保育機能部分)への入所を希望する場合

〈原則〉

連携施設への入所を希望するお子さんの入所を最優先で利用調整を行います。

保育施設等利用申込書は、きょうだいでそれぞれ提出してください。

〈きょうだい児の申込について〉欄のチェックは不要です。

・連携施設への入所を希望するお子さんの利用申込書

→第1希望に連携施設のみを記載してください。

・上記以外のきょうだいの保育施設等利用申込書

→第1希望～第5希望まで記載できます。

第1希望にきょうだいで同一施設を記載している場合は、利用調整の結果によって同一施設に入所できる場合もあります。

〈例外〉

連携施設への入所よりもきょうだいで同一施設への入所を優先する場合は、きょうだいで1枚の保育施設等利用申込書を提出してください。保育施設等利用申込書の〈きょうだい児の申込について〉欄 A～Cのいずれかに必ずチェックをしてください。第1希望～第5希望まで記載できます。

連携施設を第1希望に記載されている場合でも、連携施設最優先の加点は行わず、きょうだい児同一施設優先の利用調整を行います。そのため、連携施設へ入所ができない場合もあります。

(2) 注意事項

- 上の子が年齢要件を満たさない小規模施設(0歳～2歳)を希望された場合、チェック欄の選択状況により、下の子のみ小規模施設に決定するか、下位の希望順位で同時に入所できる施設があれば入所決定となります。
- 就労予定や復職予定の方でBを選択し、きょうだいのいずれかのお子さんのみ利用が決定した場合でも、必ず就労開始または復職が必要です。申込時に、いずれかのお子さんのみ利用が決定した場合の、他のお子さんの保育予定について記載した申立書を提出してください。
(申立書は市ホームページに掲載しておりますが、ご自宅にある任意の用紙でも構いません。)

記載例) 第1子のみが保留となった場合は、幼稚園を利用します。

第2子のみが保留となった場合は認可外保育施設を利用します。

(3) チェック欄の選択状況に応じた利用調整結果の例

※例では第3希望までとしています
第5希望までは記載できません

A 同じ保育施設等での利用を希望する（異なる保育施設では利用を希望しない）を選択した場合

→きょうだいが同一施設に同時に入所可能な場合に限り、利用決定となります。

例①

	第1希望	第2希望	第3希望
第1子	内定	保留	内定
第2子	保留	内定	内定

⇒第3希望にきょうだいで入所決定

例②

	第1希望	第2希望	第3希望
第1子	内定	保留	保留
第2子	保留	内定	保留

⇒きょうだいともに保留

例③ 第1希望が小規模保育（～2歳）の場合

	第1希望	第2希望	第3希望
第1子（3歳）	—	保留	内定
第2子（0歳）	内定	内定	内定

⇒第3希望にきょうだいで入所決定
※第1希望は第1子は年齢要件を満たしていないため選考対象外

B 利用できる児童が1人だけでも利用を希望する を選択した場合

→1人でも入所可能な施設があった場合には利用決定となります。

1人だけ利用決定となる場合や、きょうだいがそれぞれ別の施設になる場合があります。

例①

	第1希望	第2希望	第3希望
第1子	内定	保留	内定
第2子	保留	内定	保留

⇒第1子は第1希望、第2子は第2希望に入所決定

例②

	第1希望	第2希望	第3希望
第1子	内定	保留	内定
第2子	保留	保留	保留

⇒第1子のみ第1希望に入所決定
※あらかじめ第2子の保育予定の申立書が必要

例③ 第1希望が小規模保育（～2歳）の場合

	第1希望	第2希望	第3希望
第1子（3歳）	—	保留	保留
第2子（0歳）	内定	保留	保留

⇒第2子のみ第1希望に入所決定
※第1希望は第1子は年齢要件を満たしていないため選考対象外

C 異なる保育施設等であっても、きょうだい児全員が同時に利用できる場合は利用を希望する を選択した場合

→きょうだいが別の施設であっても同時に入所できる場合に、利用決定となります。

1人だけ入所可能な場合は、全員保留となります。

例①

	第1希望	第2希望	第3希望
第1子	内定	保留	内定
第2子	保留	内定	保留

⇒第1子は第1希望、第2子は第2希望に入所決定

例②

	第1希望	第2希望	第3希望
第1子	内定	保留	内定
第2子	保留	保留	保留

⇒きょうだいともに保留

例③ 第1希望が小規模保育（～2歳）の場合

	第1希望	第2希望	第3希望
第1子（3歳）	—	内定	保留
第2子（0歳）	内定	保留	保留

⇒第1子は第2希望、第2子は第1希望に入所決定
※第1希望は第1子は年齢要件を満たしていないため選考対象外

※重要※

BまたはCにチェックした場合でも、下記例の場合は、きょうだい児同一施設優先の利用調整を実施します。

例

	第1希望	第2希望	第3希望
第1子	内定	内定	内定
第2子	保留	内定	保留

⇒第2希望にきょうだいで入所決定
※第1子が第1希望に決定とはなりません。

4 出生前の申込について

手続の流れやオンライン申請、連絡先等は
ホームページでご確認ください。



出生前の利用申込は、令和8年4月1日利用申込の1次調整に限ります。

出産予定日が令和7年10月25日～令和8年1月21日までのお子さんで1次申込締切日までに申請し
令和7年12月31日までに生まれたお子さんが対象です。ただし、下記の場合は対象外となります。

- (1) 出産予定日が令和7年12月31日までだったが、令和8年1月1日以降に生まれた場合
- (2) 出産予定日が令和8年1月1日～1月21日で、予定通り令和8年1月1日以降に生まれた場合

〈申込の流れと必要書類〉

時 期	手 続	提出先・連絡先	期 限
出生前	1 保育施設の事前見学	利用希望の保育施設	—
	2 申請 ①利用申込に必要な書類（13～15ページ） お子さんの氏名 → 申請保護者フルネーム＋ベビー 生年月日 → 出産予定日 ②母子手帳のコピー （表紙と出産予定日が確認できるページ） ③出生前の保育施設等利用申込に関する誓約書兼 同意書（様式は市ホームページ）	第1希望の保育施設 または オンライン申請フォーム	令和7年11月7日（金）
出生後	3 出生後 ○令和7年12月31日までに生まれた場合 「保育施設等利用申込に関する出生後届」を提出 してください。（様式は市ホームページ）	第1希望の保育施設が 所在する区の 子育て支援課 または 指定のメールアドレス	出生後原則14日以内 ※令和7年12月13日以降に 生まれたお子さんは、 令和8年1月7日（水）まで
	○令和8年1月1日以降に生まれた場合 令和8年4月11日以降の年齢要件を満たす入所日 での選考を希望する場合は、「保育施設等利用申 込に関する出生後届」を提出してください。 （様式は市ホームページ）	第1希望の保育施設が 所在する区の 子育て支援課 または 指定のメールアドレス	出生後原則14日以内
	○利用を希望しなくなった場合 「保育施設等辞退（取下）届兼教育・保育給付認 定取下届」（様式は市ホームページ） を提出してください。	第1希望の保育施設が 所在する区の 子育て支援課 または オンライン申請フォーム	速やかに提出してください ※最終期限 令和8年1月7日（水）
	○出生後に疾病や障がい等が判明した場合 出生後速やかに第1希望の保育施設が所在する 区の子育て支援課へご連絡ください。	第1希望の保育施設が 所在する区の 子育て支援課	速やかに連絡してください ※最終期限 令和8年1月7日（水）

〈注意事項〉※必ずご確認ください。

- 入所後に想定と違ったということがないように、原則利用申込の前に事前見学をお願いしておりますが、出生前の
申込の場合は、利用希望の保育施設等にご相談ください。
- 令和7年10月25日以降に生まれるお子さんで、出生後1次申込締切の令和7年11月7日までに出生届を提出し、
通常の利用申込をされる場合は、母子手帳の写しや出生前の保育施設等利用申込に関する誓約書兼同意書は不要です。
- 令和7年12月31日までに生まれていても、期限までに出生後届の提出がない場合は、令和8年4月1日利用調整（選考）
の対象となりません。
- 令和8年1月1日以降に生まれた場合は、令和8年4月1日利用調整（選考）の対象となりません。
ただし、出生後届の提出をもって令和8年4月11日以降の年齢要件を満たす入所日で選考を行います。
- 出生後に疾病や障がい等が判明した場合、利用が決定していても保育施設の体制によっては利用が難しい場合があり
ます。速やかに第1希望の保育施設が所在する区の子育て支援課にご連絡ください。
- 出生前のお子さんときょうだい児で同時申込をした場合、出生前のお子さんが選考の対象とならなかった場合や
申込を取り下げた場合でも、きょうだい児同一施設優先の利用調整の取り扱いを変更することはできません。

5 教育・保育給付認定

(1) 教育・保育給付認定の種類

教育・保育給付認定には、3つの認定区分があります。

教育・保育給付認定 区分	対象となるお子さん			利用できる主な施設・事業
	年齢	保育の必要性	教育・保育 時間	
教育認定 (1号認定)	満3歳以上	不要	教育標準時間	幼稚園 認定こども園（教育機能部分）
満3歳以上保育認定 (2号認定)	満3歳以上	必要	保育標準時間 保育短時間	保育所 認定こども園（保育機能部分）
満3歳未満保育認定 (3号認定)	満3歳未満	必要	保育標準時間 保育短時間	保育所 認定こども園（保育機能部分） 地域型保育事業（家庭的保育事業、 小規模保育事業、事業所内保育事業、 居宅訪問型保育事業）

①保育所、認定こども園（保育機能部分）、地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業）の利用を希望する場合

- ・お子さんの年齢によって、保育の必要性に応じた「教育・保育給付認定」（2号、3号）を受ける必要があります。申請に基づき、福岡市から支給認定証を交付します。
- ・市へ、認定の申請と同時に、希望する保育施設等の利用申込が必要です。市が利用調整を行います。

②幼稚園、認定こども園（教育機能部分）の利用を希望する場合

幼稚園は、新制度に移行した園と、新制度に移行していない園があります。

幼稚園（新制度移行園）と認定こども園（教育機能部分）の利用には

「教育・保育給付認定」（1号）が必要です。

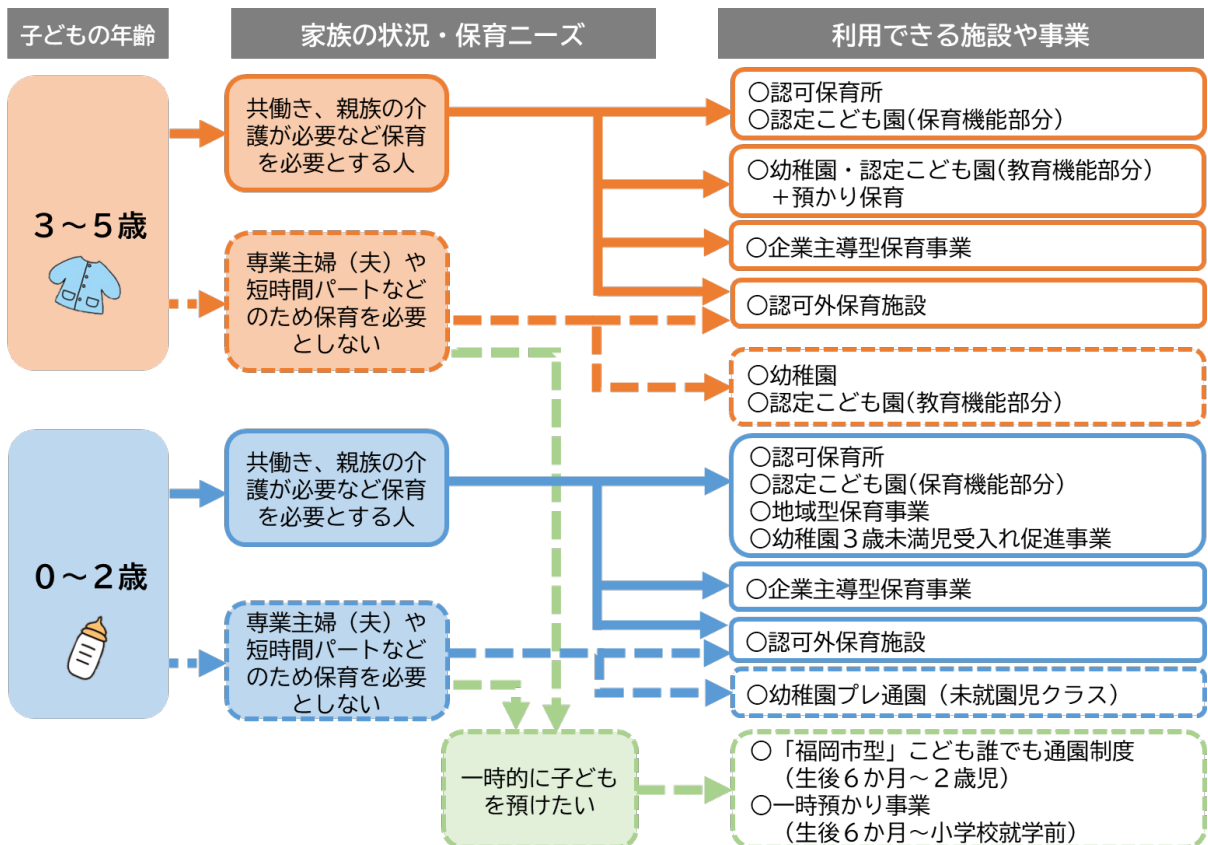
支給認定は申請に基づき、市で行いますが、市で利用調整は行いません。

利用申込については入園を希望する園にお問合せください。

▼幼稚園の空き状況は
こちらから



様々な保育サービスの選択肢があります。お子さんの年齢や家庭の状況などに合わせてご検討ください。



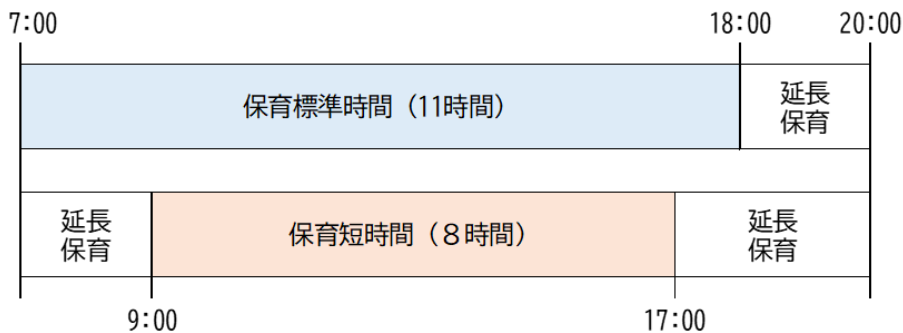
(2) 保育必要量（保育が利用できる時間）

「教育・保育給付認定」（２号、３号）を受ける方は、保護者の就労時間等に応じて、保育必要量（保育が利用できる時間）を認定します。保育必要量には、「保育標準時間」「保育短時間」の２つの区分があります。**保育が利用できる時間を超えて預ける場合は、各施設等への延長保育の利用申込が別途必要**です。延長保育は、実施の有無、利用申込方法や利用の可否、延長保育で対応できる時間帯等は施設等で異なりますので、事前に各施設等へお問い合わせください。

〈保育必要量の区分と利用できる時間〉

保育必要量の区分	保育を利用できる時間
保育標準時間	一日あたり最長11時間（7時～18時）
保育短時間	一日あたり最長8時間 ※利用時間は施設によって異なります。

〈保育利用時間のイメージ〉例：博多区千代保育所（公立）の場合



(3) 教育・保育給付認定に関する諸手続

①教育・保育給付認定の変更申請

就労時間に変更となった場合や仕事を辞めた場合など、保育が必要な状況に変更がある場合は状況に応じて、教育・保育給付認定の変更申請を行ってください。（19ページ参照）

②職権による教育・保育給付認定の変更

満3歳未満保育認定（３号）のお子さんが満3歳に達したときは、市が満3歳以上保育認定（２号認定）に職権で変更し、支給認定証を交付します。このほか、必要があると認めるときは、市が教育・保育給付認定の変更認定を行うことがあります。

③教育・保育給付認定の取消し

教育・保育給付認定の有効期間内に福岡市内から転出した場合は、認定を取り消します。

④支給認定証の再交付

支給認定証を破損又は紛失した場合は、再交付の申請を行ってください。

(4) 育児休業中の利用について

○育児休業期間中の**新規利用はできません**。

○保育施設等をすでに利用しているお子さんの保護者が育児休業を取得する場合、その期間も継続して同一の保育施設等に限り、利用することができます。育児休業の理由で認定できる期間については、11ページを確認してください。

○育児休業から復職予定で利用申込をし、入所決定となった場合で、復職後に育児休業を再度取得（分割取得）することになった際は、育児休業対象児童の継続利用はできなくなります。

(5) 保育の必要性の事由等について

教育・保育給付認定の有効期間は、保育の必要性の事由に応じて異なります。
有効期間が終了した場合は、保育の利用期間も終了します。

保育の必要性の事由	教育・保育給付認定の有効期間	保育必要量 保育標準時間	保育必要量 保育短時間
就労している（月60時間以上）	最長 小学校就学前まで（※1）	就労時間が 月120時間以上	就労時間が 月60時間以上120時間未満
妊娠中又は出産後間がない	出産月の前2カ月から出産日の 後8週間を経過する日の翌日が 属する月の末日まで ※多胎妊娠の場合は 出産（予定）日の14週間前から	保育標準時間で認定	※保護者が保育短時間を 希望する場合のみ認定
疾病、負傷、障がい等がある	・療養のため家庭で保育が できない期間 ・障害手帳の有効期間	保育標準時間で認定	※保護者が保育短時間を 希望する場合のみ認定
同居の親族（長期入院している 親族を含む）を常時介護又は看 護している（月60時間以上）	最長 小学校就学前まで（※1）	介護・看護時間が 月120時間以上	介護・看護時間が 月60時間以上120時間未満
災害等の復旧にあたっている	災害復旧に要する期間	保育標準時間で認定	※保護者が保育短時間を 希望する場合のみ認定
求職活動している	効力発生日（※2）から90日 が経過する日が属する月の 末日まで		保育短時間のみ認定
就学している（大学への就学・ 公共職業能力開発施設において 実施される職業訓練を受けてい る等）（月60時間以上）	卒業予定日又は修了予定日が属 する月の末日まで	就学時間が 月120時間以上	就学時間が 月60時間以上120時間未満
育児休業取得時に、既に保育 施設等を利用している子どもが いて継続利用が必要である	原則、育児休業期間の終了日の 属する月の末日又は育児休業対 象児童が1歳を迎えた日 （誕生日の前日）の属する月の 末日までいずれか早い方 （※3） ※ パパママ育休プラスの特例 制度を利用する場合は、育児休 業対象児童が1歳2か月を迎え た日が属する月の末日まで		保育短時間のみ認定
その他、上記に類する状態 であり、福祉事務所長が認める 場合	事由により異なる	事由により異なる	

※1 復職予定や就労予定及び雇用期限がある場合や、介護・看護に要する期間がある場合は、有効期間が短くなることがあります。

※2 新規入所の場合の効力発生日は、入所日となります。入所後に退職等の理由で求職活動を始める場合は、退職日の翌日が効力発生日となりますので、退職前に区子育て支援課にご連絡ください。

※3 育児休業対象児童について、1歳の誕生日前の保育施設等の利用申込をしたにもかかわらず「定員超過」で入所が保留となり、育児休業を延長する場合は育児休業の終了日まで延長が可能です。

ただし、最長で育児休業対象児童が2歳の誕生日を迎えた日（誕生日の前日）の属する月の末日までが限度となります。

6 申込の対象となる保育施設等

(1) 認可保育施設等の種類

認可保育施設の一覧は、ふくおか子ども情報ホームページ
「令和8年度福岡市保育施設等利用のご案内」からご確認ください。



保育所 2号・3号 (0～5歳)	就労などの理由により、家庭で保育ができない保護者に代わって保育を行う「児童福祉施設」です。
認定こども園 2号・3号 (0～5歳)	幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持つ施設です。 ※1号認定の方は教育機能部分のみ利用できます。
地域型保育事業 3号(0～2歳) ※卒園後(3歳以降)の利用先として、連携施設(保育所、認定こども園、幼稚園)が設定される仕組みです。 卒園後は連携施設を引き続き利用できます。	0～2歳のお子さんを対象とした、少人数の単位で保育を行う事業です。 この事業には、次の4種類があります。 ●家庭的保育事業(定員5人以下) 家庭的な雰囲気のもとで、少人数を対象にきめ細かな保育を行う事業 ●小規模保育事業(定員6人～19人以下) 比較的小規模な環境で、きめ細かな保育を行う事業 <保育に従事する者の基準> 【小規模A】すべて保育士 【小規模B】保育士及び福岡市が行う研修の修了者 【小規模C】家庭的保育者及び家庭的保育補助者 (A・B型は、1人に限り保健師又は看護師を保育士としてみなす場合があります。) (家庭的保育者とは、福岡市が行う研修を修了した保育士をいいます。) ●事業所内保育事業 事業所の保育施設などで従業員のお子さんと地域のお子さんを一緒に保育する事業 <保育に従事する者の基準> 保育士及び福岡市が行う研修の修了者 ●居宅訪問型保育事業 お子さんの自宅で保育を行う事業 ※高度な医療的ケアが必要などの理由で、保育所の利用が難しいお子さんが対象

(2) 保育時間、開所日・休所日、利用開始日と退所日

①保育時間

月曜日～土曜日(午前7時から午後6時まで)

- ・保育短時間認定の場合は、上記時間の範囲で8時間以内(保育施設等によって利用できる時間帯が異なります。)
- ・一部の地域型保育事業所においては、保育時間が8時間となります。
- ・夜間保育所(保育時間が午前11時から午後10時まで。前後に延長保育を実施)
第2どころこ夜間保育園【博多区】、中央保育園(夜間部)【中央区】

②開所日・休所日

開所日…月曜日～土曜日

休所日…日曜日、祝日、国民の休日、12月29日～1月3日

③利用開始日と退所日

利用開始日(入所ができる日)…各月1日、11日、21日

退所できる日…各月10日、20日、末日(次月1日の前日)

7 申込に必要な書類

※必ずご確認ください

○ご家庭の状況によって、必要書類が異なります。

「保育所手続きガイド」（4分程度のアンケート）で必要書類をご確認ください。

○各申請書等の様式（一部）は、26～40ページに掲載しておりますが、それ以外の様式は、市ホームページからダウンロードしてデータで記入いただくか、ご自宅やコンビニ等でプリントして記入ください。

○勤務先に就労証明書を依頼される際は、「福岡市 就労証明書」で検索をご案内ください。**原則、データで作成のうえ、ご提出ください。**

○手書きで提出される場合は、**大きくはっきりした字で**記載してください。

○オンライン申請で写真をアップロードする場合は、**明るい場所で、スキャンアプリを活用するなど、鮮明に**撮影してください。

○**書類の不足や期限までの提出がない場合は、審査の対象となりません。**

▼保育所手続き
ガイド



▼様式
ダウンロード



▼オンライン申請



(1) すべての方が必要な書類

★専用フォームに入力すると申請書が作成され、その他必要書類をアップロードすれば申請が完了するオンライン申請が便利です。

必要な書類	注意事項
教育・保育給付認定申請書兼 保育施設等利用申込書	・表、裏の両面を記入してください。
利用申込状況確認票	・表、裏の両面を記入してください。 ・教育・保育給付認定のみの申請の場合は、不要です。
マイナンバー（個人番号） 申告書	保育施設等に提出する場合は、専用封筒に入れて提出してください。 （専用封筒は、各保育施設・区子育て支援課にて配布または市ホームページからダウンロード）
保育が必要なことが分かる書類	・保護者全員の下記の書類が必要です。（※1） ・保護者の状況に応じて、該当するすべての書類を提出してください。 ・就労証明書等の証明書は、利用開始希望日時点の内容の証明が必要です。

〈保育が必要なことが分かる書類〉

保護者等の状況	必要な書類	注意事項	提出 チェック
雇用されている 雇用予定・復職予定の 方	勤務先等が発行した 就労証明書	就労・復職予定者は、利用開始後、改めて 就労証明書（復職済・就労開始済のもの）を 提出してください。	父・母・（ ）
役員・内職・業務委託 の方	経営・委託・依頼元の 会社等が発行した、 就労証明書 ・就労者本人が記入した 就労証明書 ・事業内容のわかる書類	役員・内職・業務委託・自営業主で就労者本人 が証明書を記入する場合は、事業内容のわかる 書類の提出も必要です。 〈事業内容のわかる書類の例〉 ・営業許可通知書 ・個人事業届の写し ・登記簿謄本の写し 等	父・母・（ ）
自営業専従者・ 家族従業者の方	自営業主が記入した 就労証明書	※会社等が発行した証明書をご提出いただいた 役員・内職・業務委託・自営業専従者・家族 従業者の方でも、証明書の内容確認のため、 事業内容がわかる書類等の提出をお願いする 場合があります。	父・母・（ ）
自営業主の方	・就労者本人が記入した 就労証明書 ・事業内容のわかる書類		父・母・（ ）

〈保育が必要なことが分かる書類〉

保護者等の状況	必要な書類	注意事項	提出 チェック
病気の方	診断書	診断書には、病名・病状・療養期間・家庭保育ができない旨の記載が必要です。	父・母・()
障がいをお持ちの方	障害手帳等の写し	氏名・住所・等級・再認定日または手帳の有効期間（記載がある場合）が確認できるページの写しが必要です。	父・母・()
病人や障がい者の介護・看護をしている方	・診断書や障害者手帳（写し）、介護保険証（写し）等 ・介護・看護の状況についての申立書	申立書には、介護・看護の状況やタイムスケジュールを記載のうえ、提出してください。 ※申立書は市ホームページに掲載しておりますが、任意の用紙でも構いません。	父・母・()
出産（予定）の方	母子手帳（写し）又は出産（予定）証明書	表紙及び出産予定日が記載してあるページの写しを提出してください。	父・母・()
学生の方	・在学証明書や学生証（写し） ・就学時間がわかる書類（カリキュラム等）	新年度になりましたら、再度、新年度の在学証明書を提出してください。	父・母・()
求職活動中の方	求職活動状況申告書	申込時に、すでに求職活動を始めている方は、求職活動内容の詳細を記載してください。	父・母・()

(2) 世帯の状況により必要となる書類

世帯の状況	必要な書類	提出 チェック
利用申込の対象となるお子さんの出生前に申込される方 （詳細は8ページ）	〈出生前〉 ・母子手帳の写し（表紙及び出産予定日が記載してあるページ） ・出生前の保育施設等利用申込に関する誓約書兼同意書（様式は市ホームページ） 〈出生後〉 ・保育施設等利用申込に関する出生後届（様式は市ホームページ）	父・母・()
・市外から転入予定 ・単身赴任など保護者が市外在住 ・保護者と生計を一にする兄・姉が市外在住 ・その他(福祉事務所長が必要と認める場合)	住民票の写し （世帯全員分で続柄が記載されたもの） ※福岡市在住の方は原則不要	父・母・()
利用申込時点において住所地が市外の方	誓約書（転入予定者用）（様式は市ホームページ） ※上記「住民票の写し」を添付ください。	父・母・()
令和8年4月から8月に利用開始希望で 令和7年1月1日現在の住所地が市外の方	令和7年度市町村県民税所得課税証明書(※2)	父・母・()
令和8年4月から8月に利用開始希望で、 令和6(2024)年中に海外で就労していた等により 市町村民税の課税対象外の収入があった方	・海外収入申告書（様式は市ホームページ） ・令和6(2024)年中の海外での収入額や社会保険料等の各種控除が確認できる給与明細等(※3) ※提出書類が外国語の場合は、日本語訳をあわせて提出してください。	父・母・()
令和8年9月から令和9年3月に利用開始で 令和8年1月1日現在の住所地が市外の方	令和8年度市町村県民税所得課税証明書(※2)	父・母・()

世帯の状況	必要な書類	提出 チェック
令和8年9月から令和9年3月に利用開始希望で 令和7(2025)年中に海外で就労していた等により 市町村民税の課税対象外の収入があった方	・海外収入申告書（様式は市ホームページ） ・令和7(2025)年中の海外での収入額や社会保 険料等の各種控除が確認できる給与明細等 (※3) ※提出書類が外国語の場合は、日本語訳を あわせて提出してください。	父・母・()
現在、企業主導型保育事業の施設を利用している方 (3歳児以上のクラスの利用を申請する場合)	施設が発行する在園証明書	父・母・()
生活保護を受給している方	保護受給証明書	父・母・()
利用申込の対象となるお子さんが障がいに係る 手帳の交付を受けている場合	障害者手帳等の写し	申込児童
利用申込の対象となるお子さんが医療的ケア（吸 引、インスリン注射、経管栄養、在宅酸素療法、 導尿等）が必要な場合	20ページの特別支援保育（さぽーと保育）をご確 認のうえ、事前にご相談ください。	申込児童
障がい児（者）が同居している世帯	障害者手帳、障害年金証書等の写し、 特別児童扶養手当受給証明書（転入予定の方） ※現在福岡市で特別児童扶養手当を受給している 方は、証明書の提出は不要	父・母・()
ひとり親家庭の方	保護者の戸籍全部（個人）事項証明書等 ひとり親であることが確認できるもの (※4)	父・母・()
離婚調停中の方 (配偶者と別居していること（住民票が別）)	事件係属証明書、家庭裁判所からの呼出状等	父・母・()
離婚協議中の方 (配偶者と別居していること（住民票が別）)	弁護士等の第三者による証明で離婚協議中 であることがわかるもの	父・母・()
生計の中心者が自己都合以外（解雇・倒産に限る） の理由で失業している場合で、求職活動または 就労予定の理由で申込をする場合 (ただし、離職年月日が申込時点で1年未満に限る)	雇用保険受給資格者証、解雇通知書等の写し等 ※離職年月日や離職理由（解雇・倒産）が記載 されたもの	父・母・()
下記のいずれかで看護師、准看護師として就労または 就労予定の方 ①市内の認可保育施設 ②市内の幼稚園3歳未満児受入れ促進事業実施園、 保育所並の預かり保育を実施する幼稚園又は認定 こども園（幼稚園部分） (※5) ③市内の企業主導型保育施設	勤務先等が発行した 「看護師等就労に関する証明書」 (様式は市ホームページ) ※就労証明書に添付し、提出してください。	父・母・()

〈注意事項〉 ※必ずご確認ください

- ※1 保護者以外の同居の親族の方については、上記書類の提出は原則不要です。
- ※2 所得課税証明書は「所得額」「控除額」「課税額」「市町村民税額」が記載されたものをご提出ください。
証明書の名称は自治体により異なります。
本市以外で市民税が課税されている方で、申込締切日までに市町村民税所得課税証明書の提出がない場合は
利用調整で不利になる場合がありますので、必ずご提出ください。
- ※3 海外で収入があった方で、証明書の提出がない場合も、利用調整で不利になる場合がありますので、必ずご提
出ください。
- ※4 申込時点で福岡市においてひとり親家庭等医療費助成や児童扶養手当を受給している方は、添付書類は必要あ
りません。ひとり親であることが確認できる証明書類について不明点がある場合は、区の子育て支援課に事前
にご相談ください。
- ※5 対象となる施設は、市ホームページ「令和8年度福岡市保育施設等利用のご案内」ページをご確認ください。

8 利用者負担額（保育料・副食費）

（1）保育料の決定

○3～5歳児クラスに所属するお子さんの保育料は無償です。

ただし、副食費（給食のおかず代）は、保護者の皆様のご負担となります。

副食費は利用する施設（公立の場合は市）へ直接お支払いいただく必要があります。

○0～2歳児クラスに所属するお子さんの保育料は、父母の市町村民税額（政令市は旧税率6%を適用）の合算額を踏まえ、保育料表の階層区分に応じて決定します。（保育料表は41ページ）

なお、給食（主食・副食）費は保育料に含まれています。

○父母の収入の合計額が103万円未満かつ非課税の場合で、同居の祖父母等の収入が300万円以上（または所得が202万円以上）の場合は、同居の祖父母等を家計の主宰者と判断し、その方の市町村民税額（政令市は旧税率6%を適用）で決定します。

（参考）保育料決定にかかる市町村民税の対象年度

令和8年4月～令和8年8月・・・令和7年度市町村民税額で決定します。

令和8年9月～令和9年3月・・・令和8年度市町村民税額で決定します。

〈注意事項〉 ※必ずご確認ください

①利用者負担額（保育料・副食費）の算定で控除できないもの

住宅借入金等特別税額控除や配当控除、外国税額控除、寄付金控除等

②市町村民税額に変更があった場合や世帯状況の変更があった場合

年度の途中で利用者負担額（保育料・副食費）が変わることがありますので、変更があった場合は、速やかに保育施設等が所在する区の子育て支援課へご連絡ください。

なお、変更内容によって、過去の年度に遡って変更決定する場合があります。

③市町村民税額が確認できない場合

保育料は最高階層で、副食費は免除対象外として決定します。第2子以降の保育料無償化も適用できませんので、必ず申告してください。（収入がない場合でも申告をお願いする場合があります。）

④海外に居住していたことなどにより日本国内において住民税が課税されていない方等

当時の収入状況等が分かる書類をご提出いただき、住民税の課税相当額を推計して保育料を決定します。

（必要書類は14～15ページ参照）

⑤保育施設等を欠席した場合

利用者負担額（保育料・副食費）は全額お支払いいただきます。

⑥11日、21日入所又は10日、20日退所の場合

保育料は日割りとなります。

【日割り額の計算方法】

日割り額＝月額×在籍日数※1÷25日※2

※1 在籍日数

月途中で入所した場合：中途入所日から当該月の月末までの開所日数*

月途中で退所した場合：当該月開所日の初日から在籍終了日

*日曜日・祝日以外は開所日数に含めます。（年末年始も、日曜日・祝日以外は開所日です。）

※2 月の開所日数が25日に満たない月でも、25日で計算します。

⑦期日までに保育料の納入がない場合

子ども・子育て支援法附則第6条第6項の規定に基づき、地方税滞納処分の例により処分（給与・預金・生命保険・不動産の差し押さえ等）を行うことがあります。

(2) 利用者負担額（保育料・副食費）の減免

福岡市 保育料



- 令和5年4月から福岡市独自に「第2子以降の保育料無償化」を実施しています。
第2子以降のお子さんの利用者負担額のうち保育料は無償です。
- そのほか、世帯の状況に応じて利用者負担額（保育料・副食費）が減免される場合があります。
詳細は市ホームページをご確認ください。



(3) 利用者負担額（保育料・副食費）の納付

①保育料及び副食費の納付先と納付方法

- ・納付先が福岡市の場合は、原則として口座振替による納付をお願いしております。
(振替日は毎月末日、12月は28日。金融機関休業日の場合は翌営業日)
- ・納付先が福岡市でない場合は、直接保育施設にお支払いいただきますので、利用中の保育施設にご確認ください。

(参考) 保育料の納付先について

納付先	対象者	
	保育料（0歳児～2歳児クラスのみ）	副食費（3歳児以上クラスのみ）
各保育施設	認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業及び居宅訪問型保育事業をご利用している方	私立保育園、認定こども園をご利用している方
福岡市	上記以外の保育所をご利用している方	公立保育所をご利用している方

②保育料の口座振替の手続（納付先が福岡市の場合）

福岡市 保育料 インターネット



口座振替の手続は、お子さんごとに必要です。

〈方法①〉ご自宅のパソコンやスマートフォン、タブレット端末で
「福岡市インターネット口座振替受付サービス」から手続

〈方法②〉通帳、お届けの印鑑、口座振替依頼書を持参のうえ、
口座がある金融機関の窓口で手続

※新規の口座振替の手続完了までは1～2か月かかり、完了した際に通知をお届けします。
それまでは、保育施設等を通じて納入通知書をお渡ししますので、納期限までに金融機関、
コンビニエンスストア等で納付してください。



保育料の口座振替取扱金融機関一覧（一覧にない金融機関での口座振替はできません）

令和7年10月時点

福岡銀行 ※	西日本シティ銀行 ※	北九州銀行 ※	佐賀銀行 ※	十八親和銀行 ※
筑邦銀行 ※	ゆうちょ銀行 ※	福岡中央銀行	東京スター銀行	みずほ銀行
三井住友銀行	三菱UFJ銀行	南日本銀行	りそな銀行	九州労働金庫
福岡信用金庫	福岡ひびき信用金庫	福岡県信用組合	福岡市東部農業協同組合	福岡市農業協同組合
楽天銀行 ★	PayPay銀行 ★			

※印の銀行は、インターネット口座振替受付サービスでの手続が可能な金融機関です。

★印のネット銀行は、インターネット口座振替受付サービスのみで受付可能です。銀行窓口での手続はできません。

③納付書でのお支払い

福岡市 保育料 スマートフォン



金融機関やコンビニエンスストアのほか、納付書に印刷された
バーコードをスマートフォンのカメラで読み取り、「モバイルレジ」や
「スマートフォン決済アプリ」を利用してお支払いができます。
窓口やレジに納付書を提示する必要がなく、納付内容を知られずに納付が可能です。



9 その他の手続（転園、退所、申込時から状況変更、現況届、長期欠席）

(1) 転園・退所等の場合

▼様式
ダウンロード



利用決定後に転園・退所を希望される場合は、下記の書類の提出が必要です。

各申請書の様式は、市ホームページからダウンロードできます。

①、②、③、⑤、⑥はオンラインで届出ができます。

手続が必要な事由	提出が必要な書類	提出先
①保育施設等の利用申込を取り下げる場合	保育施設等辞退(取下)届兼教育・保育給付認定取下届	第1希望の保育施設等が所在する区の子育て支援課
②保育施設等の利用を辞退する場合		利用が決定した保育施設等が所在する区の子育て支援課
③利用を希望する保育施設等を変更する場合	希望保育施設等変更届	申込時点(変更前)の第1希望の保育施設等が所在する区の子育て支援課
④保育施設等を退所したい場合	保育施設等退所届兼教育・保育給付認定取下届	利用中の保育施設等
⑤別の保育施設等に転園したい場合	保育施設等転園(希望)届	利用中の保育施設等 または 利用中の保育施設等が所在する区の子育て支援課
⑥転園申込中の方で、転園先の希望施設を変更する場合	保育施設等転園希望先変更届	利用中の保育施設等が所在する区の子育て支援課
⑦転園申込中の方で、届出を取下げる場合	保育施設等辞退(取下)届兼教育・保育給付認定取下届	利用中の保育施設等が所在する区の子育て支援課

○転園を希望する方は、各利用開始(希望)日ごとの締切日(3ページ)をご確認のうえ締切日までに、提出してください。利用を待っている他の方とあわせて利用調整(選考)を行います。

○転園の申込をされた場合、年度末まで継続して利用調整(選考)を行います。

転園決定後辞退されても元の施設に戻れませんので、十分ご検討のうえお申込みください。

転園を希望しなくなった場合、速やかに区の子育て支援課へ⑦を届け出てください。

○退所届は、退所予定日の1か月前までにご提出ください。

(退所日は原則、毎月10日、20日、末日(翌月1日の前日)です)

(2) 現況届の提出

○保育施設等を利用している方は、法の定めにより、年に1回(毎年10月頃)、保育が必要な状況および住所要件等を確認するため「現況届」及び「保育の必要性が確認できる書類(就労証明書等)」の提出が必要です。

○保育の必要性が認められない場合は、継続利用ができないことがありますので、提出締切日までに提出してください。

(3) 申込時と状況が変わった方

仕事を辞めた場合や就労時間に変更となった（例：育児短時間勤務への変更等）場合、転居、婚姻および出産等で家庭状況等に変更があった場合、教育・保育給付認定期間の延長が必要な場合は、教育・保育給付認定（利用者負担額・保育料）変更申請書兼届出事項変更届出書（以下「変更申請書」という。）のほか、下記の書類の提出が必要です。変更となった場合は、速やかに提出ください。

手続きが必要な事由	変更申請書	その他、提出が必要な書類
①保護者や児童の氏名などの家族構成や住所が変わった場合（※1）	必要	
②生活保護世帯、ひとり親家庭、在宅障がい児（者）がいる世帯に新たに該当する場合または該当しなくなった場合	必要	・ 保護受給証明書 ・ ひとり親であることが確認できるもの（※2） ・ 障害者手帳の写し など
③求職中の方が就職する場合	必要	就労証明書（36～39ページ）
④就労先が変更になった場合	必要	
⑤就労時間に変更になった場合	必要	
⑥育児（産後）休業から就労先に復職した場合	必要	
⑦就労していたが退職し、求職活動を開始する場合	必要	求職活動状況申告書（40ページ） ※退職前に提出してください。
⑧出産予定の場合	必要	・ 母子手帳の写し（表紙および出産予定日が記載されているページ） ・ 出産（予定）証明書
⑨育児休業を取得した場合や延長した場合	必要	・ 育児休業に係る申告書（様式は市ホームページ） ・ 就労証明書（36～39ページ）
⑩保育要件がなくなった場合	—	状況等により提出書類が異なりますので、利用中の保育施設等が所在する区の子育て支援課へ連絡してください。（42ページ）
⑪利用調整の順位を下げる取扱いを変更する場合（利用申込中の場合で育児休業から復職予定の方のみ）	—	育児休業からの復職に伴う利用申込内容変更届（様式は市ホームページ）

- ※1 同住所（別世帯も含む）にご家族（例：祖父母等）が転入または転居されて同居することになった場合も、家族構成が変更になるため届出が必要です。
- ※2 世帯状況変更の届出時点で、福岡市においてひとり親家庭等医療費助成または児童扶養手当を受給している場合は、ひとり親であることが確認できるものは必要ありません。
その旨を届出の際に区の子育て支援課にお知らせください。

(4) 退所となる場合

市外へ転出する場合や1か月以上の継続した休みは、原則として退所の対象になり、退所届の提出が必要です。なお、里帰り出産など例外となる場合もありますので、利用中の保育施設等が所在する区の子育て支援課に状況をご相談ください。

1 各種保育事業

延長保育、休日保育、特別支援保育（さぼーと保育）等の保育事業を実施しています。

なお、保育事業の内容は保育施設等によって異なります。詳しくは各保育施設等へお問い合わせください。

延長保育・一時預かり事業は毎月納付する保育料とは別に費用がかかります。

(1)延長保育

※実施保育施設等：12ページ掲載の二次元コードからご確認ください。

施設ごとに1時間～4時間の延長保育を実施しています。

利用申込は直接、利用している保育施設等へ行ってください。

(2)休日保育

※実施保育施設は変更になることがあります。

福岡市の保育施設等を利用しているお子さんを対象に、日曜・祝日の休日保育を行っている保育施設等があります。通常の保育施設の利用と合わせて週6日以内の利用となります。

利用申込は直接、休日保育を実施している保育施設等へ行ってください。

福岡市 休日保育



(3)特別支援保育（さぼーと保育）

障がいや発達の遅れがあるお子さん、医療的ケアを必要とするお子さんなど、特別な支援が必要なお子さんが、保育施設等で他のお子さんたちとの生活を通して共に成長できるよう支援しています。利用申込については、ふくおか子ども情報ホームページ「福岡市特別支援保育事業（通称：さぼーと保育） について」からご確認ください。

福岡市 さぼーと保育



(4)一時預かり事業

※生後6か月を超える就学前児童が対象

一時的に家庭での保育が困難になる保護者のために、一時預かり事業を実施している保育施設等があります。対象児童一人につき、同一の月に14回以内の範囲で利用できます。

（複数の施設を利用する場合は、合計して14回以内）

利用申込は直接、事業を実施している保育施設等へ行ってください。

福岡市 一時預かり事業



(5)「福岡市型」こども誰でも通園制度

※生後6か月～2歳児までのお子さんが対象

保護者の就労要件に関わらず保育施設等でお子さんを定期的に預かることで、お子さんの成長を促します。利用申込は直接、事業を実施している保育施設等へ行ってください。

福岡市 こども誰でも通園制度



(6)ベビーシッター派遣事業

保育施設等の利用は生後3か月経過後からとなっていますが、生後8週間経過後で、定期的・一時的に保育を必要とする方に対して、ベビーシッター派遣費用の一部を助成します。こども未来局事業調整課へ利用申込後、実施事業者と契約手続が必要です。

福岡市 ベビーシッター派遣事業



2 幼稚園3歳未満児受入れ促進事業、企業主導型保育事業

(1) 幼稚園3歳未満児受入れ促進事業

福岡市 幼稚園3歳未満児受入れ促進事業



○保育が必要な生後3か月～2歳を対象に、市が認定した市内の私立幼稚園で、保育士資格などを持つ職員がお子さんをお預かりします。

(年度途中で3歳に達した場合は当該年度の3月末日まで)

○幼稚園によって、保育時間や保育料、受け入れる児童の年齢等が異なります。

実施幼稚園一覧や利用の流れなど、詳細は市ホームページをご確認ください。

①利用可能な方

保育が必要な生後3か月～2歳で、4ページ記載の「保育施設等の利用ができる方」の「②住所要件」と「③保育の必要性の事由」の要件を、ともに満たす方

②保育時間等

月曜日～金曜日（土曜日の開所については、幼稚園によって異なります。）

1日8時間以上の預かりを実施（開所時間は幼稚園によって異なります。）

※休園日は、日曜日、祝日、国民の休日、12月29日から1月3日までです。

その他、年5日程度の休日を設ける幼稚園もあります。

③保育料など

各世帯の所得などに応じて、保育所利用の際の保育料と同額の保育料をご負担いただきます。

(ただし、上限額は49,000円以内で幼稚園が定める額)

第2子以降に該当するお子さまの保育料は保育所利用と同様に無償化となります。

なお、給食の提供、送迎、遠足などにより、追加費用が必要となる場合があります。

(2) 企業主導型保育事業

福岡市 企業主導型保育事業



○企業主導型保育事業とは、企業が従業員のお子さんのために、国からの助成を受けて運営する保育施設です。地域枠が設けられている場合、保育を必要とする地域のお子さんも利用可能です。

○保護者の方が保育施設と直接契約する施設であり、福岡市が利用調整を行う施設ではありません。

保育施設において、就労証明書または保育認定（支給認定証）により、保護者の就労状況等を確認します。

○保育時間や保育料等は保育施設によって異なるため、直接、保育施設にお問合せください。

【保育認定（支給認定証）が必要な場合】

○幼稚園3歳未満児受入れ促進事業や企業主導型保育施設の利用にあたり、保育認定（支給認定証）が必要な場合は、利用開始日より前に必要書類（13～15ページ）を居住区の子育て支援課に提出してください。

○申込時と状況が変わった場合は、速やかに書類の提出が必要です。（19ページ参照）

○復職予定や就労予定の方は、認可保育施設と同様に入所日から1ヶ月後までに復職（就労開始）してください。
復職（就労開始）後は再度就労証明書を区の子育て支援課に提出してください。

入所日から1ヶ月以内に復職（就労開始）していない場合は、認定が取り消しになる場合があります。

○認定の開始日は、申請日より前に遡及することはできませんのでご注意ください。

なお、申請から支給認定証の交付までには、2～3週間ほど時間がかかります。

○「令和8年度教育・保育給付認定申請書兼保育施設等利用申込書」の「希望保育施設」には、利用希望の幼稚園名または企業主導型保育事業所の施設名をご記入ください。

3 費用の助成（待機児童支援事業、実費徴収補足給付事業）

(1) 待機児童支援事業

認可保育施設等の利用を希望されながら利用できず、やむを得ず認可外保育施設を利用されているお子さんの保護者を対象に、施設利用料の一部を助成します。

①対象者（以下のA～Cのいずれも満たす方）

- A 0～2歳児クラスの利用申込を行っている方
- B 認可保育施設等の利用申込を行ったが、利用することができなかった場合
- C 助成金の対象となる認可外保育施設(※)を月60時間以上の利用見込で契約している場合

※対象となる認可外保育施設

- ・福岡市又は県に届出を行っている認可外保育施設
- ・企業主導型保育施設の場合は「地域枠」利用の場合のみ

〈注意事項〉※以下の場合等は対象となりません。

- ・児童が「幼児教育・保育の無償化」、「第2子以降の保育料無償化」の対象となっている場合
- ・他に利用可能な認可保育施設等があるものの、特定の認可保育施設等の利用を希望している場合
- ・世帯の所得階層（認可保育施設等の保育料算定に用いる、市町村民税額に基づく所得階層）がD5以上の場合（41ページ：保育料表 参照）

②支援の内容

認可外保育施設利用料の範囲内で、世帯の所得階層に応じて、月5,000円～20,000円の助成金を交付します。

※認可保育施設等の利用申込をされた区の子育て支援課にて、年度毎の申請が必要です。

（前年度に交付されていた方も、新年度に改めて申請していただく必要があります。）

(2) 実費徴収補足給付事業

保育施設等の利用にあたり、保育料とは別に支払うべき実費徴収額（文房具代、制服代、遠足代・行事参加代等）の一部を補助します。

①対象者

生活保護世帯である方が対象となります。

②給付内容（給付基準額）

児童一人当たり月額2,700円を上限とします。

※基準額と実際の負担額とを比較して少ない額を補助します。

※具体的な手続については、別途ご案内いたします。

ご不明な点はこども未来局運営支援課（42ページ）までお尋ねください。

よくある質問

申込について

Q1 現在、保育施設等を利用しています。来年度の利用の申込は必要ですか。

必要な場合があります。地域型保育事業所（小規模保育事業所など）を令和7年度末に卒園予定で、引き続き保育施設等の利用を希望する場合は申込が必要です。在園児の方で、引き続き同一施設の利用を希望する方は、利用申込は不要です。

Q2 希望保育施設等はいくつまで記入できますか？

5か所まで希望できます。利用する意思のある保育施設等のみを申し込んでください。
（転園の際は原則1か所まで）

Q3 住んでいる区とは異なる区の保育施設等の申込はできますか？

申込できます。希望する保育施設等が全て異なる区でも構いません。

Q4 市外に居住していますが、申込はできますか？

申込できます。ただし、利用開始希望日の前日までに福岡市に転入することを前提とし、
「誓約書（転入予定者用）」「住民票」「所得課税証明書」等の提出が必要です。（13～15 ページ参照）

Q5 育児休業中ですが保育施設等を利用できますか？

育児休業期間中の新規利用はできませんが、既に利用中の方は継続して利用ができる場合もあります。
11ページで確認してください。育児休業からの復帰に合わせた、保育施設等の利用申込は可能です。

Q6 利用を希望する保育施設等の見学は必要ですか？

必ず事前に、利用を希望されるすべての保育施設等を、お子さんと一緒に見学し、面談及び重要事項の説明を受けてください。見学日の調整につきましては、直接保育施設等へお問合せください。

Q7 申込の際にどの書類を準備したらよいですか？

『保育所手続きガイド』で検索し、こちらから簡単に確認・ダウンロードできます。ご活用ください。

Q8 就労証明書は会社規定の様式でもよいですか？

福岡市では、国で定められている標準様式の就労証明書の提出をお願いしております。
市ホームページよりダウンロードしてご使用ください。「福岡市 就労証明書」で検索

Q9 所得等を証明する書類は、何を提出すればよいですか？

所得課税証明書を提出してください。（14ページ参照）「給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）」では、受付できません。

Q10 申請書類等はどこに提出すればよいですか？

4月1日からの利用申込を行う方【1次選考】	第1希望の保育施設等
4月1日からの利用申込を行う方【2次・3次選考】・ 4月11日以降の利用申込を行う方・現在申込中の方	第1希望の保育施設等がある区の子育て支援課
現在保育施設等をご利用中の方	利用中の保育施設等がある区の子育て支援課

Q11 きょうだい児同時に申込を考えています。どのように選考されますか？

きょうだい全員が同時に入所できる保育施設等を優先して入所決定します。なお、申込書のくきょうだい児の申込について>で A・B・C のいずれを選択した場合でも、きょうだい全員が同時に入所できる保育施設等がある場合は、その施設に入所決定します。

申込後について

Q12 希望する保育施設等を変更する場合は、どのような手続が必要ですか？

「希望保育施設等変更届」を区の子育て支援課、またはオンラインでご提出ください。(18ページ参照)

Q13 ならし保育はいつから始まりますか？

利用開始日からならし保育が始まります。お子さんが環境に慣れることを目的に、2週間程度のならし保育を行っております。お子さんの状況と保育施設等により内容等が異なりますので、各保育施設等にお問合せください。ならし保育により、保育時間が通常の保育時間より短くなった場合も保育料は通常の保育時間の場合と同額です。

Q14 復職予定で申込をしました。いつまでに復職すればよいですか？

入所日から1か月後までに復職してください。復職後は再度就労証明書を区の子育て支援課に提出してください。期限までに復職(就労開始)していない場合は、利用の決定を取消し、退所になる場合があります。(復職期限は、3ページを参照)

Q15 就労時間が変更になりました、どうすれば良いですか？

「就労証明書(標準様式)」を速やかに区の子育て支援課にご提出ください。申込時点から就労状況(就労時間の変更、転職、退職等)や世帯状況が変わった場合は届出が必要です。(19ページ参照)

Q16 別の保育施設等に転園したい場合、どのような手続をすればよいですか？

新たに利用を希望する保育施設等を見学したのちに、「保育施設等転園(希望)届」を利用中の保育施設等又は保育施設等がある区の子育て支援課に提出してください。転園決定後は元の施設に戻れませんので十分ご検討のうえ申込を行ってください。

Q17 保育施設等を長期的に欠席する予定です。退所になりますか？

1ヵ月以上の継続した休みは、原則退所となります。里帰り出産の場合は、最長2か月まで欠席が認められますので、子育て支援課へご相談ください。但し、欠席をした場合でも、保育料はお支払いいただきます。

Q18 第2希望以降の保育施設等に決定しましたが、第1希望の保育施設等に変更できますか？

できません。決定した保育施設等以外を希望する場合は辞退届を提出し、改めて利用申込を行ってください。複数の保育施設等を選び、申込を行った場合、いずれかの施設の利用が決定した段階で、他の施設への申込は効力をなくします。

Q19 選考結果はいつ届きますか？

利用希望日の約2週間前に「利用調整(選考)結果」を送付いたします(4月1日入所申込を除く)。利用が決定した場合は、決定した保育施設等に必ず連絡をし、利用の説明を受けてください。申込当初の利用開始希望日以降の利用調整は、利用が決定した場合のみ、利用開始日の約2週間前に「利用調整結果通知書(決定)」を送付いたします。

Q20 「保留」の通知が来ました。希望する保育施設等を変更したい場合は、どうすれば良いですか？

「希望保育施設等変更届」を区の子育て支援課、またはオンラインでご提出ください。

Q21 「保留」の通知が来ました。再度申請をする必要がありますか？

再度申請を行う必要はありません。利用が保留となった場合は、教育・保育給付認定の有効期間の範囲内で、利用開始日(各月1日、11日、21日)ごとに利用調整を行います。各回の利用調整で保育の必要性の高い方から利用を決定します(先着順ではありません)。令和8年度に利用が決定とならなかった場合で、令和9年度以降も引き続き保育施設等の利用を希望される場合は、毎秋頃に改めて申込が必要となります。

Q22 入所保留中ですが、何か手続は必要ですか？

教育・保育給付認定の延長が必要な場合や、希望保育施設等を変更する場合は手続が必要です。(18~19ページ)

Q23 入所が決定しましたが、利用開始日に入所できません。どうしたら良いですか？

「辞退届」を保育施設等のある区の子育て支援課に提出し、改めて利用申込を行ってください。

保育料について

Q24 保育料はいくらになりますか？

世帯の市町村民税等の額により保育料は異なります。「所得課税証明書」や「市町村民税・道府県民税税額決定納税通知書」の市町村民税の所得割額を、41ページの保育料表と照らし合わせて試算ができます。同居する祖父母等がいる場合は、別世帯でも保育料の算定に関わる場合があります。

その他

Q25 提出した書類は返してもらえますか？

お返しできません。必要に応じて提出前にご自身でコピーをとるなどしてください。

Q26 育児休業給付金を延長するためにはどのような手続が必要ですか？

お勤め先またはハローワークにお問い合わせください。

その他の質問も、市ホームページに掲載しています。

福岡市 保育園 よくある質問



令和 8 年度 教育・保育給付認定

必ずフリガナを記入してください。

記入例(表面)

(あ) 誓約・同意の内容をご確認のうえ、記入してください。

(誓約)

令和7年1月1日現在の住所地が市外(海外)で、令和8年4月から8月に利用希望の方は、令和7年度市町村県民税所得課税証明書(2024年中の海外での収入額等が確認できる給与明細等)が必要です。

なお、令和8年1月1日現在の住所地が市外(海外)で、令和8年9月以降利用希望の方は、令和8年度市町村県民税所得課税証明書(2025年中の海外での収入額等が確認できる給与明細等)が必要となります。

(詳細は14~15ページ参照)

フリガナ

申請者

ハカタ シロウ

博多 次郎

書類を添えて申し込みます。

その情報に基づき決定した利用者負担額、階層区分及び

められ

西暦・和暦どちらでも構いません。

れ(退所させら

入退室は申し立てません。

2025 年 10 月 6 日

父母の携帯電話を必ずご記入ください。

令和7年1月1日の住所
☐ 市内 ☒ 市外 ※市外の場合は、ご記入
春日市〇〇町〇丁目〇番〇号

令和8年1月1日の住所
☒ 市内 ☐ 市外 ※市外の場合は、ご記入

単身赴任など、保護者が市外在住の場合は住民票が必要です。

父の携帯 0801234××××

母の携帯 0901234××××

児童から見た続柄	氏 名	生 年 月 日	年 齢	職業・学年 利用施設名等	住 所 (別居の場合のみ記入)
父	博多 次郎	1992 年 10 月 10 日	33	会社員	
母	博多 陽子	1992 年 4 月 8 日	33	飲食店経営(自営業)	
祖母	博多 佳子	1962 年 6 月 17 日	63	入院中	
兄	博多 一郎	2020 年 9 月 30 日	5	あじさい保育園	
本人	博多 恵子	2022 年 5 月 26 日	3	あじさい保育園	
本人	博多 太郎	2024 年 12 月 4 日	1	あじさい保育園	

同住所だが、世帯を別になっている人も記入が必要です。

現在、保育施設等を利用されているお子さんについては、保育施設名を記入してください。

利用希望のお子さん
も記入が必要です。令和8年4月1日時点での
年齢を記入してください。

※利用希望児童を含め父母及び同居に住んでいる人(別世帯も含む)全員について
※年齢、学年等は、令和8年4月1日現在で記入してください。

性別については、非選択も可能です。
非選択で記入されても、入所決定には影響ありません。

○利用希望児童・利用希望保育施設記入欄

利用希望児童	①	フリガナ 氏 名	ハカタ ケイコ 博多 恵子	性別 ☐ 男 ☐ 女 ☒ 非選択	生年月日 2022 年 5 月 26 日	年齢 3 歳
	利用希望期間	(開始) 2026 年 4 月 1 日から	(終了) ☐ 年 月 日まで ☒ 小学校就学前まで			
	現在の保育状況	☐ 家庭内保育 ☐ 職場内託児所 ☒ 企業主導型保育施設 ☐ 認可保育所 ☐ 認可外保育施設	現在利用している施設名 (あじさい保育園)			
	②	フリガナ 氏 名	ハカタ タロウ 博多 太郎	性別 ☐ 男 ☐ 女 ☐ 非選択	生年月日 2024 年 12 月 4 日	年齢 1 歳
	利用希望期間	(開始) 2026 年 4 月 1 日から	(終了) ☐ 年 月 日まで ☐ 小学校就学前まで			
	現在の保育状況	☒ 家庭内保育 ☐ 職場内託児所 ☐ 企業主導型保育施設 ☐ 認可保育所 ☐ 認可外保育施設 ☐ 認定こども園 ☐ 幼稚園	現在利用している施設があれば名称を記入してください。 その施設が企業主導型保育事業の施設である場合は、施設が発行する在園証明書を添付してください。			
	③	フリガナ 氏 名		性別 ☐ 男 ☐ 女 ☐ 非選択	生年月日	年齢
	利用希望期間	(開始) 年 月 日から	(終了) ☐ 年 月 日まで ☐ 小学校就学前まで			
	現在の保育状況	☐ 家庭内保育 ☐ 職場内託児所 ☐ 企業主導型保育施設 ☐ 認可保育所 ☐ 認可外保育施設 ☐ 認定こども園 ☐ 幼稚園	現在利用している施設名 ()			
	希望順	施設コード	希望保育施設名	面談済確認		

間違いやすい施設名がありますので、施設コードも必ず記入してください。
(市ホームページ掲載)

希望する順番に上から保育施設等名を記入してください。

希望保育施設等については十分に検討のうえ、利用する意思のある保育施設等を
申込みいただくようお願いいたします。
必ずしも第5希望まで申込み必要はありません。

▼希望保育施設等をいずれにも決定とならなかった場合

- ☐ 1 上記希望保育施設等を利用できない場合
- ☒ 2 上記希望保育施設等以外(希望保育施設等変更) 必ずいずれかにチェックしてください。
- ☐ 3 保育施設等利用以外の施設(複数選択不可)

※複数にチェックをされた場合やチェックがない場合は1で判断いたします。

<きょうだい児の申込について>

▼きょうだい児が既に入所している場合

きょうだい児が利用している保育施設等以外に申込があった場合には、利用調整の結果、きょうだい児で異なる保育施設等に利用決定となる場合があります。

今回、きょうだい児2人以上同時に利用希望されている方にお尋ねします。(6~7ページをご確認ください。)

次のA、B、Cのいずれか1つを選択してください。

☒ A 同じ保育施設等での利用を希望する。
(異なる保育施設等では利用を希望しない。)

☐ B 利用できる保育施設等以外に利用を希望する

※申込(一人)につき1つを選択してください。

☐ C 異なる保育施設等での利用を希望する

(同時に利用できない児童がいる場合は利用を希望しない。)

※複数にチェックをされた場合やチェックがない場合は、Aを選択したものと判断いたします。

※B又はCを選択した場合もきょうだい児同一施設優先の利用調整を実施します。

今回、きょうだい児2人以上同時に利用希望
されている方は、必ずA、B、Cのいずれか
にチェックしてください。(複数選択不可)

※申込の前に必ず、希望される保育施設等をお子さんと一緒に見学し、面談を受けてください。

令和 8 年度 教育・保育給付認定申請書 兼 保育施設等利用申込書

フリガナ

(あて先) 福岡市 福祉事務所長

申請者

(誓約)

私(申請者)は、以下の①～⑤の項目に同意した上で、教育・保育給付認定及び保育施設等の利用に係る申請について関係書類を添えて申し込みます。

- ① 利用者負担額決定及び利用調整に際し、地方税法等に係る諸帳簿、台帳及び世帯情報を確認、利用されること。また、その情報に基づき決定した利用者負担額、階層区分及び副食費免除の有無を保育施設等に対して提示すること。
- ② 申請書類に記載されている事項、認定区分及び認定期間、利用調整に関する情報、その他教育・保育の運営上必要と認められる情報を施設・事業者に提供すること。
- ③ 4月1日からの利用に係る教育・保育給付認定申請の結果通知が令和8年1月、2月又は3月となること。
- ④ 利用を希望する保育施設等から重要事項の説明を受け、その内容を確認していること。
- なお、虚偽の届出をした場合や必要書類を提出しない場合は、教育・保育給付認定及び保育施設等の利用決定を取消しされ(退所させられ)ても異議は申し立てません。
- ⑤ 結果通知及び利用者負担額の納入通知等の対象となること。

○住所・家族構成・連絡先記入欄

		申 込 日	年 月 日	
現 住 所	〒 ー ※市外から転入予定の場合は、誓約書(転入)および住民票の写しの提出が必要です。			
令和7年 1月1日 の住所	☐ 市内 ☐ 市外 ※市外の場合は、ご記入ください。	電 話 番 号	父の携帯	
令和8年 1月1日 の住所	☐ 市内 ☐ 市外 ※市外の場合は、ご記入ください。		母の携帯	
児童から見た 続柄	氏 名	生 年 月 日	年齢	職業・学年 利用施設名等
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		

※利用希望児童を含め父母及び同居所に住んでいる人(別世帯も含む)全員について記入してください。また、生計を同一とする別居の子も含めて記入してください。
※年齢、学年等は、令和8年4月1日現在で記入してください。

○利用希望児童・利用希望保育施設記入欄

利 用 希 望 児 童	①	フリガナ 氏 名	性別 ☐ 男 ☐ 女 ☐ 非選択	生年月日 年 月 日	年齢 歳	
		利用 希望期間	(開始) 年 月 日から (終了) ☐ 年 月 日まで ☐ 小学校就学前まで			
		現在の 保育状況	☐ 家庭内保育 ☐ 職場内託児所 ☐ 企業主導型保育施設 ☐ 認可保育所 ☐ 認可外保育施設 ☐ 認定こども園 ☐ 幼稚園	現在利用している施設名 〔 〕		
		②	フリガナ 氏 名	性別 ☐ 男 ☐ 女 ☐ 非選択	生年月日 年 月 日	年齢 歳
			利用 希望期間	(開始) 年 月 日から (終了) ☐ 年 月 日まで ☐ 小学校就学前まで		
			現在の 保育状況	☐ 家庭内保育 ☐ 職場内託児所 ☐ 企業主導型保育施設 ☐ 認可保育所 ☐ 認可外保育施設 ☐ 認定こども園 ☐ 幼稚園	現在利用している施設名 〔 〕	
	③	フリガナ 氏 名	性別 ☐ 男 ☐ 女 ☐ 非選択	生年月日 年 月 日	年齢 歳	
		利用 希望期間	(開始) 年 月 日から (終了) ☐ 年 月 日まで ☐ 小学校就学前まで			
		現在の 保育状況	☐ 家庭内保育 ☐ 職場内託児所 ☐ 企業主導型保育施設 ☐ 認可保育所 ☐ 認可外保育施設 ☐ 認定こども園 ☐ 幼稚園	現在利用している施設名 〔 〕		
	希 望 保 育 施 設	希望順	施設コード	希望保育施設名	面談済確認	<きょうだい児の申込について> ▼ きょうだい児が既に入所している場合 きょうだい児が利用している保育施設等以外に申込があった場合には、利用調整の結果、きょうだい児で異なる保育施設等に利用決定となる場合があります。 ▼ 今回、きょうだい児2人以上同時に利用希望されている方にお尋ねします。(6～7ページをご確認ください。) 次のA、B、Cのいずれか1つを選択してください。 ☐ A 同じ保育施設等での利用を希望する。 (異なる保育施設等では利用を希望しない。) ☐ B 利用できる児童が1人だけでも利用を希望する。 ※申立書の提出が必要です。 (一人だけ利用が決定した場合に、他のお子さんの保育状況(予定)について申立書に記載してください。) ☐ C 異なる保育施設等であっても、きょうだい児全員が同時に利用できる場合は利用を希望する。 (同時に利用できない児童がいる場合は利用を希望しない。) ※複数にチェックをされた場合やチェックがない場合は、Aを選択したものととして判断いたします。 ※B又はCを選択した場合もきょうだい児同一施設優先の利用調整を実施します。
		1			☐ 月 日	
		2			☐ 月 日	
3				☐ 月 日		
4				☐ 月 日		
5				☐ 月 日		
※ 利用決定後に辞退されると、施設に迷惑がかかったり、同じ保育施設等を申込みされた他の方が利用できなくなる場合があります。 希望保育施設等については十分に検討のうえ、利用する意思のある保育施設等を申込みいただくようお願いいたします。 必ずしも第5希望まで申込み必要はありません。						
▼希望保育施設等をいずれにも決定とならなかった場合						
☐ 1 上記希望保育施設等を利用できるまで待つ。 ☐ 2 上記希望保育施設等以外の保育施設等を希望する。 (希望保育施設等変更届の提出が必要。) ☐ 3 保育施設等利用以外の方法を検討する。 〔 〕						

※申込の前に必ず、希望される保育施設等をお子さんと一緒に見学し、面談を受けてください。

利用希望 曜日	☐ 月 ☐ 火 ☐ 水 ☐ 木 ☐ 金 ☐ 土 ☐ 日 ※日曜日は保育を行わない施設があります。										
利用希望 時間	☐ 保育標準時間を選択できる保育要件だが、特に保育短時間を希望する。 ※保育短時間しか認定できない要件の場合は希望の表示がなくても「保育短時間」で認定します。										
次の項目に該当する場合はご記入ください。（必要書類の添付をお願いします。）											
父または母が同居していない理由	☐ 単身赴任 ☐ 離婚 ☐ 離婚調停中 ☐ 離婚協議中 ☐ 未婚 ☐ 死亡 ☐ その他（ ）										
	単身赴任先住所（ ☐ 父 ☐ 母 ）（ ） → ☐ 市外のみ住民票添付										
	現在福岡市でひとり親家庭等医療費助成、児童扶養手当を受給している → ☐ 添付書類不要										
	ひとり親家庭だが現在福岡市でひとり親家庭等医療費助成、児童扶養手当を受給していない → ☐ 証明書類										
	【証明書類の例】保護者の戸籍全部（個人）事項証明書、児童扶養手当証書の写し（市外からの転入予定者）など										
離婚調停中、離婚協議中（配偶者と別居していること（住民票が別）の場合に限る） → ☐ 証明書類											
【証明書類の例】事件係属証明書、家庭裁判所からの呼出状、弁護士等の第三者等による証明											
生活保護又は特定中国残留邦人等の支援給付					☐ 適用あり 担当（ ） → ☐ 証明書類 保護受給証明書						
障がい児(者)が同居している世帯	現在福岡市で特別児童扶養手当を受給している 障がい児名： → ☐ 添付書類不要										
	上記以外で障害者手帳等を保有又は転入予定 障がい児(者)名： → ☐ 証明書類										
	【証明書類の例】障害者手帳、特別児童扶養手当受給証明書、障害年金証書等の写し										
市の第3子優遇事業：副食費免除を希望しない					☐ 希望しない					令和8年度 幼稚園等の申込	☐ あり

保育の必要性について、下記にご記入ください。

※該当する区分にチェックをし、必要事項を記入。父母それぞれについて、利用のご案内内で例示している証明書類等を確認の上添付してください。

※就労又は復職予定者は利用開始後、改めて就労証明書の提出が必要です。 ※通勤・通学・通院時間は、自宅から職場・学校・病院までの時間を記載してください。

区分	父の状況					母の状況				
☐ 就労・求職活動 → ☐ 証明書類	【雇用されている方、雇用・復職予定の方、自営業専従者・家族従事者の方、役員・内職・業務委託で勤務先等から証明書を受ける方】就労証明書 ※出産予定の方は「出産」区分の記入も必要です 【自営業主、役員・内職・業務委託でご自身で証明書を記入する方】就労証明書、事業内容のわかる書類 【求職中の方】求職活動状況申告書									
就労状況	☐ 就労中 ☐ 育児休業取得中(復職予定日 年 月 日) ☐ 就労先決定済 ☐ 求職活動中・求職活動予定					☐ 就労中 ☐ 育児休業取得中(復職予定日 年 月 日) ☐ 就労先決定済 ☐ 求職活動中・求職活動予定				
勤務先住所										
通勤方法・時間	片道 時間 分					片道 時間 分				
☐ 就学 → ☐ 証明書類	在学証明書又は学生証の写し 在学時間がわかる書類（カリキュラム等）									
学校名										
就学日数	1か月あたり（ 日 ）					1か月あたり（ 日 ）				
就学時間	午前・午後 時 分 ～ 時 分					午前・午後 時 分 ～ 時 分				
就学期間	年 月 日 ～ 年 月 日					年 月 日 ～ 年 月 日				
通学方法・時間	片道 時間 分					片道 時間 分				
☐ 出産 → ☐ 証明書類	母子手帳の写し又は出産(予定)証明書 (母子手帳の写しは「表紙」及び「出産予定日が記載されたページ」が必要)									
出 産（ 予 定 ） 日	年 月 日									
出 産 後 の 予 定	☐ 就労予定なし ☐ 求職活動予定 ☐ 産休のみ 年 月 日復職 ☐ 育児休業取得（予定）： 年 月 日復職									
☐ 障がい → ☐ 証明書類	障害者手帳の写し									
障がい名										
手帳の交付	☐ 身体障害者手帳 級 ☐ 療育手帳 A・B（1・2・3） ☐ 精神障害者保健福祉手帳 級					☐ 身体障害者手帳 級 ☐ 療育手帳 A・B（1・2・3） ☐ 精神障害者保健福祉手帳 級				
☐ 病気等 → ☐ 証明書類	診断書（病名・病状・療養期間・家庭保育ができない旨の記載が必要）									
病名等										
病院名										
状況	☐ 入院 ☐ 寝たきり ☐ 常時安静が必要 ☐ 通院 ☐ その他（ ） 療養期間 年 月 日 ～ 年 月 日					☐ 入院 ☐ 寝たきり ☐ 常時安静が必要 ☐ 通院 ☐ その他（ ） 療養期間 年 月 日 ～ 年 月 日				
☐ 介護・看護 → ☐ 証明書類	診断書、障害者手帳の写し、介護保険証の写しなど 介護・看護の状況についての申立書									
介護・看護の対象者	氏名 続柄					氏名 続柄				
介護・看護の状況	☐ 入院または通院している親族に付き添い ☐ 居宅内介護看護					☐ 入院または通院している親族に付き添い ☐ 居宅内介護看護				
介護・看護の日数	1か月あたり（ 日 ）					1か月あたり（ 日 ）				
介護・看護の時間	午前・午後 時 分 ～ 時 分					午前・午後 時 分 ～ 時 分				
病名・障がい名										
病院・施設名										
介護保険の利用	☐ 有（ ☐ 要介護 ☐ 要支援 1・2・3・4・5 ） ☐ 無					☐ 有（ ☐ 要介護 ☐ 要支援 1・2・3・4・5 ） ☐ 無				
期間	年 月 日 ～ 年 月 日					年 月 日 ～ 年 月 日				
通院方法・時間	片道 時間 分					片道 時間 分				
☐ その他 → ☐ 証明書類	☐ 災害復旧 ☐ その他（ ） ☐ 災害復旧 ☐ その他（ ）									

利用希望曜日

月

火

水

木

金

土

日

※日曜日は記入不可

利用希望時間

記入例(裏面)

次

の項目に該当する場合はご記入ください

父または母が同居していない理由

☐ 単身赴任

☐ 離婚

☐ 離婚調停

☐ 離婚協議中

☐ 未婚

☐ 死亡

☐ その他 ()

単身赴任先住所 (☐ 父 ☐ 母) ()

→ ☐ 市外のみ住民票添付

現在福岡市でひとり親家庭等医療費助成、児童扶養手当を受給している

→ ☐ 添付書類不要

ひとり親家庭だが現在福岡市でひとり親家庭等医療費助成、児童扶養手当を受給していない

→ ☐ 証明書類

該当する場合は保護受給証明書が必要です。

生活保護又は特定中国残留邦人等の支援給付

☐ 生活保護又は特定中国残留邦人等の支援給付

障がい児(者)が同居している世帯

現在福岡市で特別児童扶養手当を受給している

上記以外で障害者手帳等を保有又は転入予定

障がい児(者)名: 博多 陽子

→ ☒ 証明書類

【証明書類の例】 障害者手帳、特別児童扶養手当受給証明書、障害年金証書等の写し

市の第3子優遇事業: 副食費免除を希望しない

☐ 希望しない

令和8年度 幼稚園等の申込

☒ あり

保育の必要

※該当する区分に
※就労又は復職予定

市の第3子優遇事業に該当する場合、副食費を免除しています。この免除が不要で、免除を希望しない場合に選択してください。

該当する場合は障害者手帳、特別児童扶養手当受給証明書又は障害年金証書の写しが必要です。

区分

母の状況

☒ 就労・求職活動 → ☒ 証明書類

【雇用されている方、雇用・復職予定の方、自営業専従者・家族従事者の方、役員・内職・業務委託で勤務先等から証明書を受ける方】 就労証明書

【自営業主、役員・内職・業務委託でご自身で証明書を記入する方】 就労証明書、事業内容のわかる書類

【求職中の方】 求職活動状況申告書

※出産予定の方は「出産」区分の記入も必要です

就労状況

☐ 就労中

☒ 育児休業取得中(復職予定日 2026 年 4 月 1 日)

☐ 就労先決定済

☐ 求職活動中・求職活動予定

☒ 就労中

☐ 育児休業取得中(復職予定日 年 月 日)

☐ 就労先決定済

☐ 求職活動中・求職活動予定

勤務先住所

福岡市東区香椎駅東X丁目X番X-X号

福岡市西区内浜X丁目X番X号

通勤方法・時間

地下鉄・JR

片道 1 時間 分

バス

片道 時間 30 分

☐ 就学 → ☐ 証明書類

在学証明書又は学生証の写し
在学時間がわかる書類(カリキュラム等)

学校名

就学日数

1 か月

1 か月

就学時間

午前

午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分

就学期間

年 月 日 ~ 年 月 日

年 月 日 ~ 年 月 日

通学方法・時間

片道 時間 分

片道 時間 分

☐ 出産 → ☐ 証明書類

母子手帳の写し又は出産(予定)証明書
(母子手帳の写しは「表紙」及び「出産予定日が記載されたページ」が必要)

出産(予定)日

年 月 日

出産後の予定

☐ 就労予定なし

☐ 求職活動予定

☐ 産休のみ

☐ 育児休業取得(予定)

: 年 月 日復職

: 年 月 日復職

☒ 障がい → ☒ 証明書類

障害者手帳の写し

障がい名

心臓機能障害

手帳の交付

☐ 身体障害者手帳 級

☐ 療育手帳 A・B (1・2・3)

☐ 精神障害者保健福祉手帳 級

☒ 身体障害者手帳 4 級

☐ 療育手帳 A・B (1・2・3)

☐ 精神障害者保健福祉手帳 級

☐ 病気等 → ☐ 証明書類

診断書(病名・病状・療養期間・家庭保育ができない旨の記載が必要)

病名等

病院名

状況

☐ 入院

☐ 寝たきり

☐ 常時安静が必要

☐ 通院

☐ その他()

☐ 入院

☐ 寝たきり

☐ 常時安静が必要

☐ 通院

☐ その他()

療養期間

年 月 日 ~ 年 月 日

年 月 日 ~ 年 月 日

☐ 介護・看護 → ☐ 証明書類

診断書、障害者手帳の写し、介護保険証の写しなど
介護・看護の状況についての申立書

介護・看護の対象者

氏名 続柄

氏名 続柄

介護・看護の状況

☐ 入院または通院している親族に付き添い

☐ 居宅内介護看護

☐ 入院または通院している親族に付き添い

☐ 居宅内介護看護

介護・看護の日数

1 か月あたり (日)

1 か月あたり (日)

介護・看護の時間

午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分

午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分

病名・障がい名

病院・施設名

介護保険の利用

☐ 有 (☐ 要介護 ☐ 要支援 1・2・3・4・5)

☐ 無

☐ 有 (☐ 要介護 ☐ 要支援 1・2・3・4・5)

☐ 無

期間

年 月 日 ~ 年 月 日

年 月 日 ~ 年 月 日

通院方法・時間

片道 時間 分

片道 時間 分

☐ その他 → ☐ 証明書類

☐ 災害復旧

☐ その他 ()

☐ 災害復旧

☐ その他 ()

記入例(表面)

利用申込状況確認票

教育・保育給付認定のみの申請の場合は、「利用申込状況確認票」の提出は不要です。

この状況確認票の内容は、必要に応じて利用が見込まれる保育施設等に情報提供することがあります。

1. 申込 フリガナと生年月日を必ず記入してください。

※お子さんを安全に保育するにあたって大切な情報です。

		利用を希望する児童		
		(フリガナ) ハカタ ケイコ	(フリガナ) ハカタ タロウ	
		氏名 博多 恵子 (2022 年 5 月 26 日生)	氏名 博多 太郎 (2024 年 12 月)	専門機関の受診をしたことがない場合でも言葉が遅れている、アレルギーの有無など、保護者の方が心配していることも記入してください。
お子さんの状況	(A) 障がい・発達の遅れまたは難病等の有無と、その内容(病名や保護者の心配事等)	☐ なし ☒ あり ※ありの場合は、下記に内容を記入してください。 内容: ダウン症候群	☒ なし ☐ あり ※ありの場合は、下記に内容を記入してください。 内容:	☐ なし ☐ あり ※ありの場合は、下記に内容を記入してください。 内容:
	(B) 療育センター等専門機関の受診	☐ なし ☒ あり(受診予定含む) ※ありの場合は、下記に受診機関と受診内容を記入してください。 機関名称: あいあいセンター 受診内容: 週2回療育に通っている。	☒ なし ☐ あり(受診予定含む) ※ありの場合は、下記に受診機関と受診内容を記入してください。 機関名称: 受診内容:	☐ なし ☐ あり(受診予定含む) ※ありの場合は、下記に受診機関と受診内容を記入してください。 機関名称: 受診内容:
	(C) 医療的ケアの要否	☒ 不要 ☐ 必要 ※必要な対応がある場合は、下記の当てはまるケアにチェックをしてください。 ☐ 吸引 ☐ インスリン注射 ☐ 経管栄養 ☐ 在宅酸素療法 ☐ 導尿 ☐ その他	☒ 不要 ☐ 必要 ※必要な対応がある場合は、下記の当てはまるケアにチェックをしてください。 ☐ 吸引 ☐ インスリン注射 ☐ 経管栄養 ☐ 在宅酸素療法 ☐ 導尿 ☐ その他	☐ 不要 ☐ 必要 ※必要な対応がある場合は、下記の当てはまるケアにチェックをしてください。 ☐ 吸引 ☐ インスリン注射 ☐ 経管栄養 ☐ 在宅酸素療法 ☐ 導尿 ☐ その他

1-2. 1で(A)で「あり」、(B)で「あり」、(C)で「必要」のいずれか
福岡市特別支援保育(さぼーと保育)の申込をしていますか。

☒ している ☐ していない

育児休業から復職予定で利用申込をする世帯は、必ず①②のいずれか1つにチェックをしてください。

2. 育児休業からの復職意思の確認(育児休業からの復職予定で申込の世帯のみご記入ください)

※利用調整(選考)に関する重要な事項になります。チェックの付け間違いがないようご注意ください。

下記の①、②のいずれか1つにチェックをしてください。

		父	母
①	☒	保育施設等に入所できる場合は、直ちに復職します。(3ページに記載されている期限までに復職する。) ※利用調整において、通常どおりの利用調整点数で選考します。	☐ 保育施設等に入所できる場合は、直ちに復職します。(3ページに記載されている期限までに復職する。) ※利用調整において、通常どおりの利用調整点数で選考します。
②	☐	利用調整の結果、希望保育施設等に空きがなく保留となった場合に育児休業の延長が可能です。つきましては、世帯の状況にかかわらず利用調整における順位を下げることを承諾します。 ※利用調整において、利用調整点数を「0点」で選考します。 ※利用調整の結果、入所が可能な場合(希望保育施設等に空きがある等)は、入所が決定となります。 ※この項目にチェックをしたことで、ハローワークにおける育児休業給付金の延長の可否の判断に影響することはありません(入所保留を積極的に希望する旨の意思表示には該当しない)。	☐ ※父母両名とも育児休業から復職予定の場合は、父母両名とも①か②にチェックをしてください。 ※父または母のどちらか1名のみ育児休業から復職予定の場合は、その保護者欄のみ①か②にチェックをしてください。育児休業から復職予定ではない保護者欄はチェックをしないでください。

※ 父母両名とも育児休業から復職予定の場合は、父母両名ともチェック。

※ 父または母のどちらか1名のみ育児休業から復職予定の場合は、復職予定である父または母のみチェックをしてください。

※ 育児休業給付金の支給期間延長手続きを行う方は、利用申込書及び利用申込状況確認票の写しの提出が必要のため、提出前にご自身でコピーをお願いします。

【裏面に続く】

利用申込状況確認票

この状況確認票の内容は、必要に応じて利用が見込まれる保育施設等に情報提供することがあります。

1. 申込児童の状況について記入してください。 ※お子さんを安全に保育するにあたって大切な情報です。

		利用を希望する児童		
		(フリガナ)	(フリガナ)	(フリガナ)
		氏名 (年 月 日生)	氏名 (年 月 日生)	氏名 (年 月 日生)
お子さんの状況	(A) 障がい・発達の遅れ または難病等の有無 と、その内容(病名 や保護者の心配事 等)	☐ なし ☐ あり ※ありの場合は、下記に内容を記入してください。 内容: ()	☐ なし ☐ あり ※ありの場合は、下記に内容を記入してください。 内容: ()	☐ なし ☐ あり ※ありの場合は、下記に内容を記入してください。 内容: ()
	(B) 療育センター等 専門機関の受診	☐ なし ☐ あり(受診予定含む) ※ありの場合は、下記に受診機関と受診 内容を記入してください。 機関名称: () 受診内容: ()	☐ なし ☐ あり(受診予定含む) ※ありの場合は、下記に受診機関と受診 内容を記入してください。 機関名称: () 受診内容: ()	☐ なし ☐ あり(受診予定含む) ※ありの場合は、下記に受診機関と受診 内容を記入してください。 機関名称: () 受診内容: ()
	(C) 医療的ケア の要否	☐ 不要 ☐ 必要 ※必要な対応がある場合は、下記の当て はまるケアにチェックをしてください。 ☐ 吸引 ☐ インスリン注射 ☐ 経管栄養 ☐ 在宅酸素療法 ☐ 導尿 ☐ その他 ()	☐ 不要 ☐ 必要 ※必要な対応がある場合は、下記の当て はまるケアにチェックをしてください。 ☐ 吸引 ☐ インスリン注射 ☐ 経管栄養 ☐ 在宅酸素療法 ☐ 導尿 ☐ その他 ()	☐ 不要 ☐ 必要 ※必要な対応がある場合は、下記の当て はまるケアにチェックをしてください。 ☐ 吸引 ☐ インスリン注射 ☐ 経管栄養 ☐ 在宅酸素療法 ☐ 導尿 ☐ その他 ()

1-2. 1で(A)で「あり」、(B)で「あり」、(C)で「必要」のいずれかに該当する方にお伺いします。

福岡市特別支援保育(さぽーと保育)の申込をしていますか。

☐ している ☐ していない

2. 育児休業からの復職意思の確認(育児休業からの復職予定で申込の世帯のみご記入ください)

※利用調整(選考)に関する重要な事項になります。チェックの付け間違いがないようご注意ください。

下記の①、②のいずれか1つにチェックをしてください。

		父	母
①	☐	保育施設等に入所できる場合は、直ちに復職します。 (3ページに記載されている期限までに復職する。) ※利用調整において、通常どりの利用調整点数で選考します。	保育施設等に入所できる場合は、直ちに復職します。 (3ページに記載されている期限までに復職する。) ※利用調整において、通常どりの利用調整点数で選考します。
	☐	利用調整の結果、希望保育施設等に空きがなく保留となった場合に育児休業の延長が可能です。つきましては、世帯の状況にかかわらず利用調整における順位を下げることを承諾します。	利用調整の結果、希望保育施設等に空きがなく保留となった場合に育児休業の延長が可能です。つきましては、世帯の状況にかかわらず利用調整における順位を下げることを承諾します。
②	☐	※利用調整において、利用調整点数を「0点」で選考します。 ※利用調整の結果、入所が可能な場合(希望保育施設等に空きがある等)は、入所が決定となります。 ※この項目にチェックをしたことで、ハローワークにおける育児休業給付金の延長の可否の判断に影響することはありません(入所保留を積極的に希望する旨の意思表示には該当しない)。	※利用調整において、利用調整点数を「0点」で選考します。 ※利用調整の結果、入所が可能な場合(希望保育施設等に空きがある等)は、入所が決定となります。 ※この項目にチェックをしたことで、ハローワークにおける育児休業給付金の延長の可否の判断に影響することはありません(入所保留を積極的に希望する旨の意思表示には該当しない)。
	☐		

※ 父母両名とも育児休業から復職予定の場合は、父母両名ともチェックをしてください。

※ 父または母のどちらか1名のみ育児休業から復職予定の場合は、復職予定である父または母のみチェックをしてください。

※ 育児休業給付金の支給期間延長手続きを行う方は、利用申込書及び利用申込状況確認票の写しの提出が必要のため、提出前にご自身でコピーをお願いします。

【裏面に続く】

3 保育施設等利用申込にあたり、以下の内容をご確認ください。

※以下の全ての内容をご確認いただき、ご記名をお願いいたします。

1	必要な範囲内で利用が見込まれる保育施設等へ市が把握している児童の状況、保育要件、利用者負担額等の情報を提供します。
2	保育施設等利用のご案内をお読みいただき、内容についてご理解いただいたうえでお申込みください。
3	【保育施設等利用申込に必要な書類について】 ・保育を必要とすることを証明した書類（就労証明書や診断書等）の内容について、証明先へ確認する場合があります。 ・申込に必要な書類（保育施設等利用申込書、利用申込状況確認票、保育を必要とすることを証明した書類等）の偽造、虚偽記載が発覚した場合、教育・保育給付認定を取消し、施設利用決定の取消しや退所処理を行うことがあります。 ・申込後、就労状況（就労時間の変更、転職、退職等）や世帯状況が変わった（出産、婚姻等）場合は、19ページ記載の必要書類について、速やかに第1希望の保育施設等が所在する区の子育て支援課へ提出してください。申込内容が変更になったにもかかわらず必要書類の提出がなく、利用決定後に、申込内容と実態が異なることが発覚した場合は、施設利用決定の取消しや退所処理を行うことがあります。
4	【申込の有効期限について】 ・利用が保留となった場合は、教育・保育給付認定の有効期間の範囲内で、最長令和8年度末（令和9年3月31日）までの間に、利用開始日（各月1日、11日、21日）ごとに利用調整を行います。 ・有効期間内に保育施設等の利用を希望されない場合は、「保育施設等辞退（取下）届兼教育・保育給付認定取下届」を第1希望の保育施設等が所在する区の子育て支援課に提出してください。 ・令和8年度に利用が決定とならなかった場合で、令和9年度も引き続き保育施設等の利用を希望される場合には、改めて令和9年度保育施設等利用申込が必要となります。
5	【育児休業から復職予定または就労予定で申込の方】 ・入所が決定した場合、3ページに記載されている期限までに復職（就労開始）してください。期限までに復職（就労開始）していない場合は、利用の決定を取消し、退所になる場合があります。 ・復職（就労開始）後、復職日（就労開始日）が記載された就労証明書の提出が必要となります。 （例）4月1日利用開始決定→5月1日までに復職（就労開始）してください。 7月11日利用開始決定→8月11日までに復職（就労開始）してください。
6	【表面の「2 育児休業からの復職意思の確認」において、②を選択される方】 ・保育施設等利用のご案内の5ページ「（5）育児休業から復職予定の方の申込」をお読みいただき、内容についてご理解いただいたうえでお申込みください。 ・優先順位を下げて（利用調整点数が0点）の選考となります。 ・利用調整の結果、入所が可能な場合（希望保育施設等に空きがある等）は、入所が決定となります。利用調整結果が保留になることを確約するものではありません。 ・年度途中で利用調整の順位を下げる取扱いを変更したい場合は、変更を希望する利用開始日の1か月前までに「育児休業からの復職に伴う利用申込内容変更届」を第1希望の保育施設等が所在する区の子育て支援課にご提出ください。
7	【きょうだい児同時申込について】 保育施設等利用のご案内の6～7ページをお読みいただき内容をご確認ください。きょうだい児同一施設優先の利用調整を行います。
8	【入所後に申込時と状況が変わった場合】 ・就労状況（就労時間の変更、転職、退職等）や世帯状況が変わった（出産、婚姻等）場合は、19ページ記載の必要書類について、速やかに利用保育施設等が所在する区の子育て支援課へ提出してください。 ・手続によっては、教育・保育給付認定の有効期間が満了し、認定が取消しとなる場合があります。引き続き、保育の利用を希望される場合は、必ず、教育・保育給付認定の有効期間満了の1か月前までに必要書類を提出してください。
9	【未申告の方】 市民税未申告（配偶者控除対象外の方）の場合は、保育料が最高階層（D11）、副食費徴収で決定する場合があります。また、合計所得が確認できないため利用調整で不利になる場合がありますので、収入がない場合でも必ず申告してください。
10	【所得課税証明書や海外での収入額等が確認できる給与明細等が必要な方】 所得課税証明書等の提出がない場合は、保育料が最高階層（D11）、副食費徴収で決定する場合があります。また、合計所得が確認できないため利用調整で不利になる場合がありますので、必ずご提出ください。

利用申込状況確認票のすべての事項を確認し、保育施設等の利用申込を行います。

年 月 日

申請保護者氏名

3 保育施設等利用申込にあたり、以下の内容をご確認ください。

※以下の全ての内容をご確認いただき、ご記名をお願いいたします。

記入例(裏面)

1	必要な範囲内で利用が見込まれる保育施設等へ市が把握している児童の状況、保育要件、利用者負担額等の情報を提供します。
2	保育施設等利用のご案内をお読みいただき、内容についてご理解いただいたうえでお申込みください。
3	【保育施設等利用申込に必要な書類について】 ・保育を必要とすることを証明した書類（就労証明書や診断書等）の内容について、証明先へ確認する場合があります。 ・申込に必要な書類（保育施設等利用申込書、利用申込状況確認票、保育を必要とすることを証明した書類等）の偽造、虚偽記載が発覚した場合、教育・保育給付認定を取消し、施設利用決定の取消しや退所処理を行うことがあります。 ・申込後、就労状況（就労時間の変更、転職、退職等）や世帯状況が変わった（出産、婚姻等）場合は、19ページ記載の必要書類について、速やかに第1希望の保育施設等が所在する区の子育て支援課へ提出してください。申込内容が変更になったにもかかわらず必要書類の提出がなく、利用決定後に、申込内容と実態が異なることが発覚した場合は、施設利用決定の取消しや退所処理を行うことがあります。
4	【申込の有効期限について】 ・利用が保留となった場合は、教育・保育給付認定の有効期間の範囲内で、最長令和8年度末（令和9年3月31日）までの間に、利用開始日（各月1日、11日、21日）ごとに利用調整を行います。 ・有効期間内に保育施設等の利用を希望されない場合は、「保育施設等辞退（取下）届兼教育・保育給付認定取下届」を第1希望の保育施設等が所在する区の子育て支援課に提出してください。 ・令和8年度に利用が決定とならなかった場合で、令和9年度も引き続き保育施設等の利用を希望される場合には、改めて令和9年度保育施設等利用申込みが必要となります。
5	【育児休業から復職予定または就労予定で申込の方】 ・入所が決定した場合、3ページに記載されている期限までに復職（就労開始）してください。期限までに復職（就労開始）していない場合は、利用の決定を取消し、退所になる場合があります。 ・復職（就労開始）後、復職日（就労開始日）が記載された就労証明書の提出が必要となります。 （例）4月1日利用開始決定→5月1日までに復職（就労開始）してください。 7月11日利用開始決定→8月11日までに復職（就労開始）してください。
6	【表面の「2 育児休業からの復職意思の確認」において、②を選択される方】 ・保育施設等利用のご案内の5ページ「（5）育児休業から復職予定の方の申込」をお読みいただき、内容についてご理解いただいたうえでお申込みください。 ・優先順位を下げて（利用調整点数が0点）の選考となります。 ・利用調整の結果、入所が可能な場合（希望保育施設等に空きがある等）は、入所が決定となります。利用調整結果が保留になることを確約するものではありません。 ・年度途中で利用調整の順位を下げる取扱いを変更したい場合は、変更を希望する利用開始日の1か月前までに「育児休業からの復職に伴う利用申込み内容変更届」を第1希望の保育施設等が所在する区の子育て支援課にご提出ください。
7	【きょうだい児同時申込について】 保育施設等利用のご案内の6～7ページをお読みいただき内容をご確認ください。きょうだい児同一施設優先の利用調整を行います。
8	【入所後に申込時と状況が変わった場合】 ・就労状況（就労時間の変更、転職、退職等）や世帯状況が変わった（出産、婚姻等）場合は、19ページ記載の必要書類について、速やかに利用保育施設等が所在する区の子育て支援課へ提出してください。 ・手続によっては、教育・保育給付認定の有効期間が満了し、認定が取消しとなる場合があります。引き続き、保育の利用を希望される場合は、必ず、教育・保育給付認定の有効期間満了の1か月前までに必要書類を提出してください。
9	【未申告の方】 市民税未申告（配偶者控除対象外の方）の場合は、保育料が最高階層（D11）、副食費徴収で決定する場合があります。また、合計所得が確認できないため利用調整で不利になる場合がありますので、収入がない場合でも必ず申告してください。
10	【所得課税証明書や海外での収入額等が確認できる給与明細等が必要な方】 所得課税証明書等の提出がない場合は、保育料が最高階層（D11）、副食費徴収で決定する場合があります。また、合計所得が確認できない場合は、保育料が最高階層（D11）、副食費徴収で決定する場合があります。

利用申込状況

・1～10までの内容を全てご確認ください。
・申請保護者は、「保育施設等利用申込書」に記載された「申請者」の氏名を記入してください。

2025 年 10 月 6 日

申請保護者氏名

博多 次郎

年 月 日

第1希望施設名	
利用希望児童氏名	

マイナンバー（個人番号）申告書

私は、教育・保育給付認定申請手続きに係るマイナンバー（個人番号）について、以下のとおり申告します。

保護者（申請者名）

※保育施設等利用申込書に記載された「申請者」の氏名を記入してください。

以下の欄には、利用希望児童を含む世帯員全員（申請書に記載された方全員）について記入してください。

世帯員氏名	利用希望児童との続柄	生年月日	マイナンバー（個人番号）
フリガナ		年 月 日	— — — — — — — — — — — — — — — —
フリガナ		年 月 日	— — — — — — — — — — — — — — — —
フリガナ		年 月 日	— — — — — — — — — — — — — — — —
フリガナ		年 月 日	— — — — — — — — — — — — — — — —
フリガナ		年 月 日	— — — — — — — — — — — — — — — —
フリガナ		年 月 日	— — — — — — — — — — — — — — — —
フリガナ		年 月 日	— — — — — — — — — — — — — — — —
フリガナ		年 月 日	— — — — — — — — — — — — — — — —

4月1日入所・一次利用調整の申込（保育施設等への提出）

以下の「個人番号確認書類」「本人確認書類」については、本申告書右上欄に記載された保護者（申請者）の書類（写し）を、マイナンバー封筒に封入したうえで、ご提出ください。

上記以外の申込

各区窓口に申請の際、本申告書右上欄に記載された保護者（申請者）の「個人番号確認書類」「本人確認書類」をご提示ください。

個人番号確認書類
※以下のいずれか1点で可 ☐ マイナンバーカード（裏面）【複写】 ☐ 通知カード【複写】 ※通知カードは、住所や氏名が住民票と一致していない場合は使用できません。 ☐ マイナンバーが記載された住民票の写し又は住民票記載事項証明書【原本】 ※「個人番号通知書」は、個人番号確認書類や本人確認書類として使用することはできません。

+

本人確認書類	
写真付き身分証明（1点で可）	その他の本人確認書類（2点必要）
☐ マイナンバーカード（表面）【複写】 ☐ 運転免許証【複写】 ☐ パスポート【複写】 ☐ 住基カード（顔写真付き）【複写】 ☐ 身体障害者手帳【複写】 ☐ 精神障害者保健福祉手帳【複写】 ☐ 療育手帳【複写】 ☐ 在留カード【複写】 ☐ 特別永住者証明書【複写】 ☐ その他官公署発行の写真付き身分証明書等で氏名、生年月日又は住所の記載があるもの【複写】	☐ 各種健康保険資格確認書【複写】 ※被保険者等記号・番号および保険者番号が認識できないように複写後、黒く塗りつぶすなどしてください。 ☐ 年金手帳【複写】 ☐ 児童扶養手当証書【複写】 ☐ 特別児童扶養手当受給証明書【複写】 ☐ 介護保険被保険者証【複写】 ☐ その他官公署等からの発行書類で氏名、生年月日又は住所の記載があるもの（例：住民票、所得課税証明書、社員証等）

きょうだい児で同一施設をご利用の場合、マイナンバー（個人番号）申告書の提出は1組で結構です。

記入例

2025 年 10 月 6 日

左上の申請日、保護者（申請者名）及び申告書の太枠部分をご記入ください。

第1希望施設名

●●保育園

利用希望児童氏名

博多 恵子

マイナンバー（個人番号）申告書

保育施設等の申請にあたっては、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、マイナンバーの提出が必要です。提出を受けたマイナンバーおよび特定個人情報、子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付に関する事務の範囲で使します。

（個人番号）について、

きょうだい児同時申込の場合は、1名のみ記入してください。どちらのお子さんでも構いません。

保護者（申請者名）

博多 次郎

※保育施設等利用申込書に記載された「申請者」の氏名を記入してください。

以下の欄には、利用希望児童を含む世帯員全員（申請書に記載された方全員）について記入してください。

世帯員氏名	利用希望児童との続柄	生年月日	マイナンバー（個人番号）											
フリガナ ハタ ケコ	本人	2022 年 5 月 26 日	0	0	0	0	—	0	0	0	0	—	0	0
博多 恵子			0	0	0	0	—	0	0	0	0	—	0	0
フリガナ ハタ タロウ	本人	2024 年 12 月 4 日	0	0	0	0	—	0	0	0	0	—	0	0
博多 太郎			0	0	0	0	—	0	0	0	0	—	0	0
フリガナ ハタ ジロウ	父	1992 年 10 月 10 日	0	0	0	0	—	0	0	0	0	—	0	0
博多 次郎			0	0	0	0	—	0	0	0	0	—	0	0
フリガナ ハタ ヨウコ	母	1992 年 4 月	0	0	0	0	—	0	0	0	0	—	0	0
博多 陽子			0	0	0	0	—	0	0	0	0	—	0	0
フリガナ ハタ ヨシコ	祖母	1962 年 6 月	0	0	0	0	—	0	0	0	0	—	0	0
博多 佳子			0	0	0	0	—	0	0	0	0	—	0	0
フリガナ ハタ イロウ	兄	2020 年 9 月	0	0	0	0	—	0	0	0	0	—	0	0
博多 一郎			0	0	0	0	—	0	0	0	0	—	0	0
フリガナ		年 月 日												

令和8年4月1日からの利用申込希望の方で、一次申込の際（第1希望の施設へ提出）には「マイナンバー申告書」と「個人番号確認書類の写し」「本人確認書類の写し」を、必ずマイナンバー専用封筒（各保育施設・区子育て支援課にて配布または、市ホームページからダウンロード）に入れて、封をした状態で提出してください。

4月1日入所・一次利用調整の申込（保育施設等への提出）

以下の「個人番号確認書類」「本人確認書類」については、本申告書右上欄に記載された保護者（申請者）の書類（写し）を、マイナンバー封筒に封入したうえで、ご提出ください。

上記以外の申込

各区窓口で申請の際、本申告書右上欄に記載された保護者（申請者）の「個人番号確認書類」「本人確認書類」をご提示ください。

個人番号確認書類
※以下のいずれか1点で可
☒ マイナンバーカード（裏面）【複写】
☐ 通知カード【複写】
※通知カードは、住所や氏名が住民票と一致していない場合は使用できません。
☐ マイナンバーが記載された住民票の写し又は住民票記載事項証明書【原本】
※「個人番号通知書」は、個人番号確認書類や本人確認書類として使用することはできません。

本人確認書類	
写真付き身分証明（1点で可）	その他の本人確認書類（2点必要）
☒ マイナンバーカード（表面）【複写】	☐ 各種健康保険資格確認書【複写】
☐ 運転免許証【複写】	※被保険者等記号・番号および保険者番号が認識できないように複写後、黒く塗りつぶすなどしてください。
☐ パスポート【複写】	
各種健康保険資格確認書の提出例	
※複写を提出する場合は、被保険者等記号・番号および保険者番号は複写後、黒く塗りつぶすなどしてください。	
健康保険 被保険者証 記号 番号 00000 交付	
氏名 博多 次郎	
生年月日 〇〇年〇月〇日	
性別 男	
資格取得日 〇〇年〇月〇日	
事業者名称 〇〇〇〇〇〇	
保険者番号 〇〇〇〇〇〇	
保険者名称 〇〇〇〇〇〇	
保険者所在地 〇〇市〇〇町〇〇-〇-〇	
印	

きょうだい児で同一施設をご利用の場合、マイナンバー（個人番号）申告書の提出は1組で結構です。

就労証明書

福岡市 福祉事務所長 宛

証明日	西暦	年	月	日
事業所名				
代表者名				
所在地				
電話番号	—		—	
担当者名				
記載者連絡先	—		—	

下記の内容について、事実であることを証明いたします。
※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

No.	項目	記載欄																					
1	業種	☐ 農業・林業 ☐ 漁業 ☐ 鉱業・採石業・砂利採取業 ☐ 建設業 ☐ 製造業 ☐ 電気・ガス・熱供給・水道業 ☐ 情報通信業 ☐ 運輸業・郵便業 ☐ 卸売業・小売業 ☐ 金融業・保険業 ☐ 不動産業・物品賃貸業 ☐ 学術研究・専門・技術サービス ☐ 宿泊業・飲食サービス業 ☐ 生活関連サービス業・娯楽業 ☐ 医療・福祉 ☐ 教育・学習支援業 ☐ 複合サービス事業 ☐ 公務 ☐ その他()																					
2	フリガナ 本人氏名	生年月日 年 月 日																					
3	雇用(予定)期間等	☐ 無期 ☐ 有期 期間 (無期の場合は雇用開始日のみ) 年 月 日 ~ 年 月 日																					
4	本人就労先事業所	名称 住所																					
5	雇用の形態	☐ 正社員 ☐ パート・アルバイト ☐ 派遣社員 ☐ 契約社員 ☐ 会計年度任用職員 ☐ 非常勤・臨時職員 ☐ 役員 ☐ 自営業主 ☐ 自営業専従者 ☐ 家族従業者 ☐ 内職 ☐ 業務委託 ☐ その他()																					
6	就労時間 (固定就労の場合)	<table><tr><td>月</td><td>火</td><td>水</td><td>木</td><td>金</td><td>土</td><td>日</td><td>祝日</td><td rowspan="2">合計 時間</td><td rowspan="2">月間</td><td rowspan="2">時間</td><td rowspan="2">分 (うち休憩時間 分)</td></tr><tr><td>☐</td><td>☐</td><td>☐</td><td>☐</td><td>☐</td><td>☐</td><td>☐</td><td>☐</td></tr></table> 一月当たりの就労日数 月間 日 一週当たりの就労日数 週間 日 平日 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分) 土曜 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分) 日祝 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分) 就労時間 (変則就労の場合) 合計時間 ☐ 月間 ☐ 週間 時間 分 (うち休憩時間 分) 就労日数 ☐ 月間 ☐ 週間 日 主な就労時間帯・シフト時間帯 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)	月	火	水	木	金	土	日	祝日	合計 時間	月間	時間	分 (うち休憩時間 分)	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	
月	火	水	木	金	土	日	祝日	合計 時間	月間	時間					分 (うち休憩時間 分)								
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐																
7	就労実績 ※日数に有給休暇を含み、 時間数に休憩・残業時間を含む	年月 年 月 年月 年 月 年月 年 月 日/月 時間/月 日/月 時間/月 日/月 時間/月																					
8	産前・産後休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中 期間 年 月 日 ~ 年 月 日																					
9	育児休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み 期間 年 月 日 ~ 年 月 日																					
10	産休・育休以外の休業の 取得	☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み 理由 ☐ 介護休業 ☐ 病休 ☐ その他() 期間 年 月 日 ~ 年 月 日																					
11	復職(予定)年月日	☐ 復職予定 ☐ 復職済み 年 月 日																					
12	育児のための短時間 勤務制度利用有無 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中 期間 年 月 日 ~ 年 月 日 主な就労時間帯・シフト時間帯 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)																					
13	保育士等としての 勤務実態の有無	☐ 有 ☐ 有(予定) ☐ 無																					
14	(雇用契約の)満了後の 更新の有無	☐ 有 ☐ 有(予定) ☐ 無 ☐ 未定																					
15	入所内定時育休短縮可否	☐ 可 ☐ 可(予定) ☐ 否																					
16	育休延長可否	☐ 可 ☐ 可(予定) ☐ 否																					
17	単身赴任期間(予定含む)	年 月 日 ~ 年 月 日																					
18	備考欄																						
19	保護者記載欄	<table><tr><td>児童名</td><td>生年月日</td><td>施設名</td><td rowspan="2">☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)</td></tr><tr><td></td><td>年 月 日</td><td></td></tr><tr><td>児童名</td><td>生年月日</td><td>施設名</td><td rowspan="2">☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)</td></tr><tr><td></td><td>年 月 日</td><td></td></tr><tr><td>児童名</td><td>生年月日</td><td>施設名</td><td rowspan="2">☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)</td></tr><tr><td></td><td>年 月 日</td><td></td></tr></table>	児童名	生年月日	施設名	☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)		年 月 日		児童名	生年月日	施設名	☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)		年 月 日		児童名	生年月日	施設名	☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)		年 月 日	
児童名	生年月日	施設名	☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)																				
	年 月 日																						
児童名	生年月日	施設名	☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)																				
	年 月 日																						
児童名	生年月日	施設名	☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)																				
	年 月 日																						

＜保護者の方および就労証明書を作成いただく事業者の方へのお願い＞
○保護者の方へ、勤務先に就労証明書を依頼される場合は、なるべくデータでの作成をご案内ください。
手書きでの記載が読み取れない場合、お電話等で再度の確認が必要となる場合や選考に不利になる場合がありますので
ご協力をお願いします。
○事業者の方へ、右記の二次元コードまたは「福岡市 就労証明書」で検索いただくと、就労証明書の様式(Excel、PDF)が
ダウンロードできます。記載例も掲載していますのでご確認のうえ、データでの作成にご協力をお願いします。

▼就労証明書の様式ダウンロード



就労証明書

福岡市 福祉事務所長 宛

「年」に関する事項は、西暦で記載

記載例（雇用されている方用）

※この記載例とともに勤務先へ様式をお渡しいただき、証明をもらってください。

証明日 西暦 2025 年 10 月 1 日
 事業所名 株式会社 ○○△△
 代表者名 ○○ ○○
 所在地 福岡市博多区住吉X丁目X番X号
 電話番号 092 — 123 — XXXX
 担当者名 △△ △△
 記載者連絡先 092 — 123 — XXXX

下記の内容について、事実であることを証明いたします。

※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

No.	項目	記載欄																
1	業種	☐ 農業・林業 ☐ 漁業 ☐ 鉱業・採石業・砂利採取業 ☐ 建設業 ☐ 製造業 ☐ 電気・ガス・熱供給・水道業 ☐ 情報通信業 ☐ 運輸業・郵便業 ☐ 卸売業・小売業 ☒ 金融業・保険業 ☐ 不動産業・物品賃貸業 ☐ 学術研究・専門・技術サービス ☐ 宿泊業・飲食サービス業 ☐ 生活関連サービス業・娯楽業 ☐ 医療・福祉 ☐ 教育・学習支援業 ☐ 複合サービス事業 ☐ 公務 ☐ その他()																
2	フリガナ 本人氏名	ハカタ ジロ 博多 次郎 【入社日（雇用開始日）】：全員記載 ※就労予定の場合は、就労予定日（入社予定日）を記載 【雇用契約満了日】 有期雇用の方のみ記載																
3	雇用（予定）期間等	☒ 無期 ☐ 有期 期間（無期の場合は雇用開始日のみ） 2016 年 4 月 1 日 ~ 年 月 日																
4	本人就労先事業所	名称 株式会社 ○○△△ 香椎支 住所 福岡市東区香椎駅東X丁目X 右上の事業所名・所在地と異なる場合は本人が実際に勤務している事業所名・所在地を記載																
5	雇用の形態	☐ 正社員 ☐ パート・アルバイト ☐ 派遣社員 ☐ 契約社員 ☐ 会計年度任用職員 ☐ 非常勤・臨時職員 ☐ 役員 ☐ 自営業主 ☐ 自営業専従者 ☐ 家族従業者 ☐ 内職 ☐ 業務委託 ☐ その他()																
6	就労時間 （固定就労の場合）	雇用契約に基づく時間を記載 （残業時間を除く） ※短時間勤務等制度を利用している場合も制度利用前の時間を記載 木 金 土 日 祝日 合計 ☒ ☒ ☐ ☐ ☐ 時間 月間 170 時間 分（うち休憩時間 1200 分） 一週当たりの就労日数 週間 5 日 平日 8 時 30 分 ~ 17 時 0 分（うち休憩時間 60 分） 土曜 時 分 ~ 時 分（うち休憩時間 分） 日曜 時 分 ~ 時 分（うち休憩時間 分） 当てはまるどちらか一方のみ記載																
6	就労時間 （変則就労の場合）	合計時間 ☐ 月間 ☐ 週間 就労日数 ☐ 月間 ☐ 週間 変則就労により、主な就労（シフト）時間帯が複数あり、就労証明書だけの記載では困難な場合は、直近3か月分のシフト表を添付してください。 主な就労時間帯・シフト時間帯 時 分 ~ 時 分（うち休憩時間 分）																
7	就労実績 ※日数に有給休暇を含み、時間数に休憩・残業時間を含む	年月 2025 年 20 日/月 170 ○直近3か月分を新しい順に記載（例：○○年3月、○○年2月、○○年1月） ○育休等により直近3ヶ月の就労実績がない場合は、育休等取得前の（産休・育休等取得月を除く）就労実績を記載 ○新規採用等で就労実績がない場合は今後の就労見込みを記載 ○育児短時間勤務制度等を利用している場合は、制度利用後の勤務実績（実際に当該月に勤務した実績）を記載																
8	産前・産後休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中 期間 年																
9	育児休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☒ 取得中 期間 2025 年 4 月 1 日 ~ 2026 年 3 月 31 日																
10	産休・育休以外の休業の取得	☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み 理由 ☐ 介護休業 ☐ 病休 ☐ その他() 期間 年 月 日 ~ 年 月 日																
11	復職（予定）年月日	☒ 復職予定 ☐ 復職済み 2026 年 4 月 1 日																
12	育児のための短時間勤務制度利用有無 ※取得予定を含む	☒ 取得予定 ☐ 取得中 期間 2026 年 4 月 1 日 ~ 2027 年 3 月 31 日 主な就労時間帯・シフト時間帯 8 時 30 分 ~ 16 時 30 分（うち休憩時間 60 分）																
13	保育士等としての勤務実態の有無	☐ 有 ☐ 有（予定） ☒ 無 保育士、幼稚園教諭、保育教諭として勤務している場合のみ、「有」「有（予定）」にチェック																
14	（雇用契約の）満了後の更新の有無	☐ 有 ☐ 有（予定） ☐ 無 ☐ 未定 No.3の雇用（予定）期間で有期にチェックした場合のみ記入																
15	入所内定時育休短縮可否	☐ 可 ☒ 可（予定） ☐ 否 育休終了日より前の入所日での入所が決定した場合の育休の短縮可否を記入																
16	育休延長可否	☐ 可 ☒ 可（予定） ☐ 否 ○育休の延長が確定している場合は可にチェック ○保育所の申込をしたが入所ができなかった場合に育休延長を認める場合は可（予定）にチェック ○保育所の申込をしたが入所ができなかった場合でも育休延長を認められない場合は否にチェック																
17	単身赴任期間（予定含む）	年 月																
18	備考欄																	
19	保護者記載欄	<table border="1"> <tr> <th>児童名</th> <th>生年月日</th> <th>施設名</th> <th>利用状況</th> </tr> <tr> <td>博多 一郎</td> <td>2020 年 9 月 30 日</td> <td>あじさい保育園</td> <td>☒ 利用中 ☐ 申込中（第一希望）</td> </tr> <tr> <td>博多 恵子</td> <td>2022 年 5 月 26 日</td> <td>●●保育園</td> <td>☐ 利用中 ☒ 申込中（第一希望）</td> </tr> <tr> <td>博多 太郎</td> <td>2024 年 12 月 4 日</td> <td>●●保育園</td> <td>☐ 利用中 ☒ 申込中（第一希望）</td> </tr> </table>	児童名	生年月日	施設名	利用状況	博多 一郎	2020 年 9 月 30 日	あじさい保育園	☒ 利用中 ☐ 申込中（第一希望）	博多 恵子	2022 年 5 月 26 日	●●保育園	☐ 利用中 ☒ 申込中（第一希望）	博多 太郎	2024 年 12 月 4 日	●●保育園	☐ 利用中 ☒ 申込中（第一希望）
児童名	生年月日	施設名	利用状況															
博多 一郎	2020 年 9 月 30 日	あじさい保育園	☒ 利用中 ☐ 申込中（第一希望）															
博多 恵子	2022 年 5 月 26 日	●●保育園	☐ 利用中 ☒ 申込中（第一希望）															
博多 太郎	2024 年 12 月 4 日	●●保育園	☐ 利用中 ☒ 申込中（第一希望）															

＜保護者の方および就労証明書を作成いただく事業者の方へのお願い＞

○保護者の方へ、勤務先に就労証明書を依頼される場合は、なるべくデータでの作成をご案内ください。手書きでの記載が読み取れない場合、お電話等で再度の確認が必要となる場合や選考に不利になる場合がありますのでご協力をお願いします。

○事業者の方へ、右記の二次元コードまたは「福岡市 就労証明書」で検索いただくと、就労証明書の様式（Excel、PDF）がダウンロードできます。記載例も掲載していますのでご確認のうえ、データでの作成にご協力をお願いします。

▼就労証明書の様式ダウンロード



就労証明書

「年」に関する事項は、西暦で記載

記載例 (役員、自営業主、自営業専従者、家族従業者、内職、業務委託の方用)

- 自営業専従者・家族従業者の方、役員・内職・業務委託の方で勤務先や営業者等から証明を受ける場合
→就労証明書のみ
- 自営業主の方、役員・内職・業務委託の方でご自身で証明書を記入する場合
→就労証明書、事業内容のわかる書類

※会社等より証明を受ける場合でも、事業内容確認のため事業内容のわかる書類の

明日 西暦 2025 年 10 月 1 日

業所名 ○○○◇

表者名 博多 陽子

在地 福岡市西区内浜X丁目X番X号

話番号 092 — 876 — XXXX

当者名 △△ △△

記載者連絡先 092 — 876 — XXXX

下記の内容について、事実であることを証明いたします。

※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

No.	項目	記載欄																																																						
1	業種	☐ 農業・林業 ☐ 漁業 ☐ 鉱業・採石業・砂利採取業 ☐ 建設業 ☐ 製造業 ☐ 電気・ガス・熱供給・水道業 ☐ 情報通信業 ☐ 運輸業・郵便業 ☐ 卸売業・小売業 ☐ 金融業・保険業 ☐ 不動産業・物品賃貸業 ☐ 学術研究・専門・技術サービス ☒ 宿泊業・飲食サービス業 ☐ 生活関連サービス業・娯楽業 ☐ 医療・福祉 ☐ 教育・学習支援業 ☐ 複合サービス事業 ☐ 公務 ☐ その他()																																																						
2	フリガナ 本人氏名	ハカタ ヨウコ 博多 陽子 事業開始日(雇用開始日)を必ず記載してください。 ※事業開始予定(就労予定)の場合は、事業開始(就労)予定日を記載してください。 年 4 月 8 日																																																						
3	雇用(予定)期間等	☒ 無期 ☐ 有期 期間 (無期の場合は雇用開始日のみ) 2022 年 8 月 10 日 ~ 年 月 日																																																						
4	本人就労先事業所	名称 住所 右上の事業所名・所在地と異なる場合は本人が実際に勤務している事業所名・所在地を記載 (在宅勤務が主の場合、名称は在宅勤務、住所は本人自宅と記載)																																																						
5	雇用の形態	☐ 正社員 ☐ パート・アルバイト ☐ 派遣社員 ☐ 嘱託社員 ☐ 自営業主 ☐ 自営業専従者 ☐ 家族従業者 「自営業主」…個人事業主、経営者、代表者等 「自営業専従者」…自営業主(個人事業主)と親族関係にある者で専従者控除の対象となる者。いわゆる専従者や自営業協力者 「家族従業者」…自営業主の家族(生計を一にする親族)で、その自営業主の営む事業に無給で従事している者																																																						
6	就労時間 (固定就労の場合)	<table border="1"> <tr> <th>月</th> <th>火</th> <th>水</th> <th>木</th> <th>金</th> <th>土</th> <th>日</th> <th>祝日</th> <th>合計 時間</th> </tr> <tr> <td>☒</td> <td>☐</td> <td>☐</td> <td>☒</td> <td>☒</td> <td>☒</td> <td>☐</td> <td>☐</td> <td>20 日</td> </tr> <tr> <td colspan="9">一月当たりの就労日数 月間 20 日</td> </tr> <tr> <td>平日</td> <td>10</td> <td>時</td> <td>0</td> <td>分</td> <td>~</td> <td>18</td> <td>時</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>土曜</td> <td>9</td> <td>時</td> <td>0</td> <td>分</td> <td>~</td> <td>18</td> <td>時</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>日祝</td> <td>9</td> <td>時</td> <td>0</td> <td>分</td> <td>~</td> <td>18</td> <td>時</td> <td>0</td> </tr> </table> (うち休憩時間 60 分)	月	火	水	木	金	土	日	祝日	合計 時間	☒	☐	☐	☒	☒	☒	☐	☐	20 日	一月当たりの就労日数 月間 20 日									平日	10	時	0	分	~	18	時	0	土曜	9	時	0	分	~	18	時	0	日祝	9	時	0	分	~	18	時	0
月	火	水	木	金	土	日	祝日	合計 時間																																																
☒	☐	☐	☒	☒	☒	☐	☐	20 日																																																
一月当たりの就労日数 月間 20 日																																																								
平日	10	時	0	分	~	18	時	0																																																
土曜	9	時	0	分	~	18	時	0																																																
日祝	9	時	0	分	~	18	時	0																																																
	就労時間 (変則就労の場合)	<table border="1"> <tr> <th>合計時間</th> <th>月間</th> <th>週間</th> <th>時間</th> <th>分</th> <th>(うち休憩時間)</th> <th>分</th> </tr> <tr> <td></td> <td>☐</td> <td>☐</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <th>就労日数</th> <th>月間</th> <th>週間</th> <th>日</th> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>☐</td> <td>☐</td> <td></td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <th>主な就労時間帯・シフト時間帯</th> <th>時</th> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td colspan="5"></td> </tr> </table>	合計時間	月間	週間	時間	分	(うち休憩時間)	分		☐	☐					就労日数	月間	週間	日					☐	☐					主な就労時間帯・シフト時間帯	時																								
合計時間	月間	週間	時間	分	(うち休憩時間)	分																																																		
	☐	☐																																																						
就労日数	月間	週間	日																																																					
	☐	☐																																																						
主な就労時間帯・シフト時間帯	時																																																							
7	就労実績 ※日数に有給休暇を含み、 時間数に休憩・残業時間を含む	年月 2025 年 8 月 23 日/月 172 時 ○直近3か月分を新しい順に記載(例:○○年3月、○○年2月、○○年1月) ○休業等により直近3ヶ月の就労実績がない場合は、休業前の(休業月を除く)就労実績を記載 ○事業開始等で就労実績がない場合は今後の就労見込みを記載																																																						
8	産前・産後休業の取得 ※取得予定を含む	福岡市に提出する場合、 自営業主、自営業専従者、家族従業者、内職、業務委託の方は、 No.8~No.12は記載不要																																																						
9	育児休業の取得 ※取得予定を含む																																																							
10	産休・育休以外の休業の取得																																																							
11	復職(予定)年月日																																																							
12	育児のための短時間勤務制度利用有無 ※取得予定を含む																																																							
13	保育士等としての勤務態の有無	☐ 有 ☐ 有(予定) ☒ 無 保育士、幼稚園教諭、保育教諭として勤務(経営)している場合のみ、「有」「有(予定)」にチェック																																																						
14	(雇用契約)満了後の更新の有無	福岡市に提出する場合、 自営業主、自営業専従者、家族従業者、内職、業務委託の方は、 No.14~No.17は記載不要																																																						
15	入所内定時育休短縮可否																																																							
16	育休延長可否																																																							
17	単身赴任期間(予定含む)																																																							
18	備考欄	カフェの経営、接客、調理 主な業務内容を記載																																																						
19	保護者記載欄	<table border="1"> <tr> <th>児童名</th> <th>生年月日</th> <th>施設名</th> <th>☒ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)</th> </tr> <tr> <td>博多 一郎</td> <td>2020 年 9 月 30 日</td> <td>あじさい保育園</td> <td></td> </tr> <tr> <th>児童名</th> <th>生年月日</th> <th>施設名</th> <th>☐ 利用中 ☒ 申込中(第一希望)</th> </tr> <tr> <td>博多 恵子</td> <td>2022 年 5 月 26 日</td> <td>●●保育園</td> <td></td> </tr> <tr> <th>児童名</th> <th>生年月日</th> <th>施設名</th> <th>☐ 利用中 ☒ 申込中(第一希望)</th> </tr> <tr> <td>博多 太郎</td> <td>2024 年 12 月 4 日</td> <td>●●保育園</td> <td></td> </tr> </table>	児童名	生年月日	施設名	☒ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)	博多 一郎	2020 年 9 月 30 日	あじさい保育園		児童名	生年月日	施設名	☐ 利用中 ☒ 申込中(第一希望)	博多 恵子	2022 年 5 月 26 日	●●保育園		児童名	生年月日	施設名	☐ 利用中 ☒ 申込中(第一希望)	博多 太郎	2024 年 12 月 4 日	●●保育園																															
児童名	生年月日	施設名	☒ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)																																																					
博多 一郎	2020 年 9 月 30 日	あじさい保育園																																																						
児童名	生年月日	施設名	☐ 利用中 ☒ 申込中(第一希望)																																																					
博多 恵子	2022 年 5 月 26 日	●●保育園																																																						
児童名	生年月日	施設名	☐ 利用中 ☒ 申込中(第一希望)																																																					
博多 太郎	2024 年 12 月 4 日	●●保育園																																																						

〈保護者の方および就労証明書を作成いただく事業者の方へのお願い〉

○保護者の方へ、勤務先に就労証明書を依頼される場合は、なるべくデータでの作成をご案内ください。
手書きでの記載が読み取れない場合、お電話等で再度の確認が必要となる場合や選考に不利になる場合がありますのでご協力をお願いします。

○事業者の方へ、右記の二次元コードまたは「福岡市 就労証明書」で検索いただくと、就労証明書の様式(Excel、PDF)がダウンロードできます。記載例も掲載していますのでご確認のうえ、データでの作成にご協力をお願いします。

▼就労証明書の様式ダウンロード



就労証明書

福岡市 福祉事務所長 宛

証明日	西暦	年	月	日
事業所名				
代表者名				
所在地				
電話番号	—		—	
担当者名				
記載者連絡先	—		—	

下記の内容について、事実であることを証明いたします。
※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

No.	項目	記載欄
1	業種	☐ 農業・林業 ☐ 漁業 ☐ 鉱業・採石業・砂利採取業 ☐ 建設業 ☐ 製造業 ☐ 電気・ガス・熱供給・水道業 ☐ 情報通信業 ☐ 運輸業・郵便業 ☐ 卸売業・小売業 ☐ 金融業・保険業 ☐ 不動産業・物品賃貸業 ☐ 学術研究・専門・技術サービス ☐ 宿泊業・飲食サービス業 ☐ 生活関連サービス業・娯楽業 ☐ 医療・福祉 ☐ 教育・学習支援業 ☐ 複合サービス事業 ☐ 公務 ☐ その他()
2	フリガナ 本人氏名	生年月日 年 月 日
3	雇用(予定)期間等	☐ 無期 ☐ 有期 期間 (無期の場合は雇用開始日のみ) 年 月 日 ~ 年 月 日
4	本人就労先事業所	名称 住所
5	雇用の形態	☐ 正社員 ☐ パート・アルバイト ☐ 派遣社員 ☐ 契約社員 ☐ 会計年度任用職員 ☐ 非常勤・臨時職員 ☐ 役員 ☐ 自営業主 ☐ 自営業専従者 ☐ 家族従業者 ☐ 内職 ☐ 業務委託 ☐ その他()
6	就労時間 (固定就労の場合)	月 火 水 木 金 土 日 祝日 ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ 合計時間 月間 時間 分 (うち休憩時間 分) 一月当たりの就労日数 月間 日 一週当たりの就労日数 週間 日 平日 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分) 土曜 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分) 日祝 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分) 就労時間 (変則就労の場合) 合計時間 ☐ 月間 ☐ 週間 時間 分 (うち休憩時間 分) 就労日数 ☐ 月間 ☐ 週間 日 主な就労時間帯・シフト時間帯 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)
7	就労実績 ※日数に有給休暇を含み、 時間数に休憩・残業時間を含む	年月 年 月 年月 年 月 年月 年 月 日/月 時間/月 日/月 時間/月 日/月 時間/月
8	産前・産後休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中 期間 年 月 日 ~ 年 月 日
9	育児休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み 期間 年 月 日 ~ 年 月 日
10	産休・育休以外の休業の取得	☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み 理由 ☐ 介護休業 ☐ 病休 ☐ その他() 期間 年 月 日 ~ 年 月 日
11	復職(予定)年月日	☐ 復職予定 ☐ 復職済み 年 月 日
12	育児のための短時間勤務制度利用有無 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中 期間 年 月 日 ~ 年 月 日 主な就労時間帯・シフト時間帯 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)
13	保育士等としての勤務実態の有無	☐ 有 ☐ 有(予定) ☐ 無
14	(雇用契約の)満了後の更新の有無	☐ 有 ☐ 有(予定) ☐ 無 ☐ 未定
15	入所内定時育休短縮可否	☐ 可 ☐ 可(予定) ☐ 否
16	育休延長可否	☐ 可 ☐ 可(予定) ☐ 否
17	単身赴任期間(予定含む)	年 月 日 ~ 年 月 日
18	備考欄	
19	保護者記載欄	児童名 生年月日 施設名 ☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望) 児童名 生年月日 施設名 ☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望) 児童名 生年月日 施設名 ☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)

＜保護者の方および就労証明書を作成いただく事業者の方へのお願い＞
○保護者の方へ、勤務先に就労証明書を依頼される場合は、なるべくデータでの作成をご案内ください。
手書きでの記載が読み取れない場合、お電話等で再度の確認が必要となる場合や選考に不利になる場合がありますのでご協力をお願いします。
○事業者の方へ、右記の二次元コードまたは「福岡市 就労証明書」で検索いただくと、就労証明書の様式(Excel、PDF)がダウンロードできます。記載例も掲載していますのでご確認のうえ、データでの作成にご協力をお願いします。

▼就労証明書の様式ダウンロード



求職活動状況申告書

※就労予定の方は、この申告書ではなく就労証明書を提出してください。

現在の就職活動の状況を下記のとおり申告します。

なお、子どもの保育施設等を利用希望する日(保育施設等を利用中の場合は、効力発生日)から、3か月以内に就職し、就労証明書を福祉事務所に提出いたします。

1. 求職活動の状況 ※①～④にチェックをしてください。②～④は複数チェック可

- ① ☐ 現在、求職活動は行っていない。(保育施設等の利用開始後行う、現就労中の職場を退職した後に行う等)
- ② ☐ 就職説明会への参加や、就職情報誌等により行っている。(項目2へ)
- ③ ☐ 採用面接を受けた。(項目2へ)
- ④ ☐ ハローワークにて行っている。(項目2へ)

2. 求職活動内容の詳細

(②～④にチェックした場合は必ず記入してください。記入がない場合は給付認定できません。)

日付	紹介または面接を受けた会社等 電話番号	結果または求職活動の内容 (例)〇月〇日面接予定／不採用 等
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		

※事実確認のため、求職活動を行った会社や事業所に問い合わせ等の調査を行う場合があります。

3. その他

就労先を退職し求職活動を開始する場合は、下記に退職(予定)日を記載してください。

年 月 日退職(予定)

※注意事項 保育施設等を利用中で、就労先を退職し求職活動を開始する場合の効力発生日は、「退職日の翌日」となります。

年 月 日

(あて先) 福岡市 福祉事務局長

保護者住所

保護者氏名

児童氏名
(生年月日) (年 月 日生)

利用中または第1希望の保育施設名 ()

令和8年度 保育料表（案）

（福岡市）

※ この保育料表は、0～2歳児クラスに所属する児童を対象とした表です。
※ 令和元年10月から幼児教育・保育の無償化により、3～5歳児クラスに所属する児童の保育料は0円です。
※ 令和5年4月より福岡市独自の多子世帯への負担軽減策として、第2子以降の保育料を同時入所や所得制限などの要件を設けず、無償化します。
※ 保育料は原則として、金融機関での口座振替にて納付してください。

利用児童の属する世帯の階層区分			福岡市保育料額(月額)			<参考>国徴収金基準額	
階層区分	区 分 (税 額)		第 1 子		第 2 子以降	国 区 分	保育標準時間 保育短時間
			保育標準時間	保育短時間	保育標準時間 保育短時間		
A	・生活保護法による被保護世帯 ・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		円 0	円 0	円 0	1	円 0
B	市町村民税非課税世帯		0	0	0	2	0
C1	市町村民税のうち所得割非課税世帯		14,200	13,900	0	3	19,500 19,300
C2	市町村民税のうち所得割 48,600円未満		17,000	16,700	0		
D1	A階層を除き、前年度市町村民税（9月以降は当該年度分市町村民税）の額の区分が次の区分に該当する世帯	48,600円～ 61,000円未満	19,800	19,400	0	4	30,000 29,600
D2		61,000円～ 73,000円未満	22,600	22,200	0		
D3		73,000円～ 85,000円未満	25,400	24,900	0		
D4		85,000円～ 97,000円未満	28,200	27,700	0		
D5		97,000円～126,000円未満	31,900	31,300	0	5	44,500 43,900
D6		126,000円～149,000円未満	35,600	34,900	0		
D7		149,000円～169,000円未満	39,300	38,600	0	6	61,000 60,100
D8		169,000円～255,000円未満	44,600	43,800	0		
D9		255,000円～301,000円未満	53,000	52,000	0		
D10		301,000円～397,000円未満	64,000	62,900	0	7	80,000 78,800
D11		397,000円以上	83,200	81,700	0	8	104,000 102,400

注1 第何子かを決定する際は、保育施設等を同時利用している必要はなく、きょうだいの年齢制限も設けず、生計を同一にしている児童のうち、最年長者を第1子、その下の子を第2子としてカウントし、第2子以降の保育料は0円です。
ただし、第1子が就学や療養等の関係で別居している場合は、第2子以降であることの確認ができませんので、第1子の住民票や生計を同一にしている旨の申立書などの提出が必要となります。

市町村民税の申告をされていない場合など、保育料の決定に必要な税額が確認できない場合は、福岡市独自の多子軽減を適用できず、D11階層（最高額）で仮決定します。税申告手続きが完了し、税額が確認できた時点で当初決定まで遡って再算定を行いますので、すみやかに税申告手続きをお願いします。（収入がなく、非課税となる場合であっても保育料算定のため、市町村民税の申告をお願いしております。）

注2 税額区分の市町村民税額については、福岡市をはじめとする政令市は税率8%を適用されていますが、保育料算定にあたっては、旧の税率（6%）を適用した場合の市町村民税額に基づいて算定し、決定します。
注3 階層区分認定の際の基礎となる課税額は、住宅借入金等特別税額控除・配当控除・外国税額控除・寄附金税額控除等の適用はありません。
注4 保育料は児童の4月1日の前日時点の年齢により決定されますので、2歳児クラス在籍時に年度の途中で3歳の誕生日を迎えても、その年度中は保育料は変わりません。また、年度途中で入所した場合も当該年度初日の前日時点の年齢により決定されます。

【別表】要保護世帯（ひとり親家庭、在宅障がい児（者）がいる世帯等）

利用児童の属する世帯の階層区分			福岡市保育料額(月額)		
階層区分	区 分 (税 額)		第 1 子		第 2 子以降
			保育標準時間	保育短時間	保育標準時間 保育短時間
C1	前年度市町村民税（9月以降は当該年度分市町村民税）の額が次の区分に該当する要保護世帯	市町村民税のうち所得割非課税世帯	6,600	6,500	0
C2		市町村民税のうち所得割 48,600円未満	8,000	7,900	0
D1		48,600円～ 61,000円未満	9,000	9,000	0
D2		61,000円～ 73,000円未満	9,000	9,000	0
D3		73,000円～ 77,101円未満	9,000	9,000	0

注1 要保護世帯で市町村民税所得割額が77,101円未満の世帯については、上記別表に記載されている区分（税額）に応じて第1子の保育料を決定し、第2子以降の保育料は0円です。
注2 「ひとり親家庭、在宅障がい児（者）がいる世帯等」とは、次に掲げる世帯を言います。
① 「ひとり親家庭」…母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に規定する配偶者のない者で現に児童を養育している者の世帯
② 「在宅障がい児（者）がいる世帯」…次に掲げる児（者）を有する世帯をいう。
ア.身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
イ.精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
ウ.本市の発行する療育手帳の交付を受けた者
エ.特別児童扶養手当の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児童
オ.国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金の受給者

お問合せ先

(1) 保育施設等の利用に関すること

保育施設等が所在する区の保健福祉センター（福祉事務所）子育て支援課こども家庭福祉係へ

名 称	所 在 地	電話（直通）・FAX
東区保健福祉センター （東福祉事務所） 子育て支援課	〒812-8653 東区箱崎2丁目54番1号	こども家庭福祉第1・2係 電 話 092-645-1068 FAX 092-631-1511
博多区保健福祉センター （博多福祉事務所） 子育て支援課	〒812-8512 博多区博多駅前2丁目8番1号	こども家庭福祉係 電 話 092-419-1080 FAX 092-402-2703
中央区保健福祉センター （中央福祉事務所） 子育て支援課	〒810-8622 中央区大名2丁目5番31号	こども家庭福祉係 電 話 092-718-1101 FAX 092-771-4955
南区保健福祉センター （南福祉事務所） 子育て支援課	〒815-8501 南区塩原3丁目25番1号	こども家庭福祉係 電 話 092-559-5123 FAX 092-559-5149
城南区保健福祉センター （城南福祉事務所） 子育て支援課	〒814-0192 城南区鳥飼6丁目1番1号	こども家庭福祉係 電 話 092-833-4103 FAX 092-822-2133
早良区保健福祉センター （早良福祉事務所） 子育て支援課	〒814-8501 早良区百道2丁目1番1号	こども家庭福祉係 電 話 092-833-4354 FAX 092-831-5723
西区保健福祉センター （西福祉事務所） 子育て支援課	〒819-8501 西区内浜1丁目4番1号	こども家庭福祉係 電 話 092-895-7065 FAX 092-881-5874

(2) 保育事業に関すること

福岡市役所		〒810-8620 中央区天神1丁目8番1号	FAX（4課共通） 092-733-5718
担当課名		担 当 業 務 内 容	電話・電子メール
こども未来局	運営支援課	保育施設等運営・保育料納付の相談 延長保育・休日保育・実費徴収補足給付事業 企業主導型保育事業	電話 092-711-4245 Email uneishien.CB@city.fukuoka.lg.jp
	指導監査課	保育所指導・安全管理・調理衛生	電話 092-711-4262 Email shidokansa.CB@city.fukuoka.lg.jp
	保育支援課	認可外保育施設 特別支援保育（さぽーと保育）	電話 092-711-4596 Email hoikushien.CB@city.fukuoka.lg.jp
	事業調整課	待機児童支援事業・一時預かり事業 「福岡市型」こども誰でも通園制度 ベビーシッター派遣事業	電話 092-711-4340 Email jigyochousei.CB@city.fukuoka.lg.jp



各事業の詳細は、ふくおか子ども情報ホームページ からご確認ください。

ふくおか子ども情報

